

令和 6 年第 2 回定例会

草津町議会定例会議録

自 令和 6 年 3 月 4 日
至 令和 6 年 3 月 12 日

草 津 町 議 会

令
和
六
年
第二回
〔三
月〕
定例会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令
和
六
年
第二回
〔三
月〕
定例会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令
和
六
年
第二回
〔三
月〕
定例会

草
津
町
議
會
會
議
錄

令和6年第2回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示 1

第 1 号 (3月4日)

○議事日程 3
○会議に付した事件 3
○出席議員 3
○欠席議員 4
○説明のため出席した者 4
○事務局職員出席者 4
○開会及び開議の宣告 5
○議事日程の報告 5
○会議録署名議員指名 5
○会期決定 5
○町長行政報告 5
○議長議会報告 12
○令和6年度施政方針説明 14
○議案第1号～議案第32号の一括上程、説明 19
○総括質問 44
○議案第32号の質疑、討論、採決 53
○議案第1号～議案第31号の委員会付託 54
○報告第1号の報告 54
○議事予定の決定 55
○散会の宣告 55

第 2 号 (3月12日)

○議事日程 57
○会議に付した事件 58
○出席議員 58

○欠席議員	58
○説明のため出席した者	58
○事務局職員出席者	59
○開議の宣告	60
○議事日程の報告	60
○付託議案にかかる委員長報告	60
○議案第1号～議案第3号の一括質疑、討論、採決	75
○議案第4号～議案第6号の一括質疑、討論、採決	75
○議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決	76
○議案第9号の質疑、討論、採決	77
○議案第10号～議案第12号の一括質疑、討論、採決	92
○議案第13号及び議案第14号の一括質疑、討論、採決	93
○議案第15号及び議案第16号の一括質疑、討論、採決	94
○議案第17号の質疑、討論、採決	94
○議案第18号～議案第20号の一括質疑、討論、採決	98
○議案第21号及び議案第22号の一括質疑、討論、採決	99
○議案第23号及び議案第24号の一括質疑、討論、採決	100
○議案第25号の質疑、討論、採決	100
○議案第26号～議案第28号の一括質疑、討論、採決	101
○議案第29号及び議案第30号の一括質疑、討論、採決	105
○議案第31号の質疑、討論、採決	106
○陳情書にかかる委員長報告	106
○追加議案の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議員派遣の件	110
○付託議案外にかかる委員長報告	110
○一般質問	113
3番 有坂太宏君	113
5番 安井尚弘君	116
○閉議及び閉会の宣告	119
○署名議員	123

草津町告示第7号

第2回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月27日

草津町長 黒岩信忠

記

1、日 時 令和6年3月4日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1号 草津町基金条例の制定について

議案第 2号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 小学校施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止について

議案第 4号 草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 草津町道路占用条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 令和6年度草津町一般会計予算

議案第10号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計予算

議案第11号 令和6年度草津町介護保険特別会計予算

議案第12号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算

議案第14号 令和6年度草津町水道事業会計予算

議案第15号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算

議案第16号 令和6年度草津町千客万来事業会計予算

議案第17号 令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）

議案第18号 令和5年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）

議案第19号 令和5年度草津町介護保険特別会計補正予算（第3次）

議案第20号 令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

議案第21号 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2次）

議案第22号 令和5年度草津町水道事業会計補正予算（第2次）

議案第23号 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第4次）

議案第24号 令和5年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）

議案第25号 建設工事事業委託に関する協定の締結について

議案第26号 温泉引用者移転許可について

議案第27号 温泉引用者移転許可について

議案第28号 温泉引用許可事項の変更について

議案第29号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第30号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について

議案第31号 草津町税条例の一部を改正する条例について

議案第32号 草津町副町長の選任に関する同意について

報告第 1号 温泉高度利用許可について

令和 6 年 3 月 4 日 (月曜日)

(第 1 号)

令和6年第2回草津町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年3月4日(月曜日)午前10時開会

第1 開議

第2 議事日程の報告

第3 会議録署名議員指名

第4 会期決定

第5 町長行政報告

第6 議長議会報告

第7 令和6年度施政方針説明

第8 議案上程

議案第1号から議案第32号

第9 総括質問(当初予算議案にかかる)

第10 議案第32号 質疑・討論・採決

第11 議案第1号から議案第31号 委員会付託(別紙付託案)

第12 報告第1号 報告

第13 議事予定の決定(別紙案)

第14 閉議(散会)

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	直井 新吾君	2番	安齋 努君
3番	有坂 太宏君	4番	市川 祥史君
5番	安井 尚弘君	6番	小林 純一君
7番	金丸 勝利君	8番	上坂 国由君
9番	湯本 晃久君	10番	黒岩 卓君

11番 宮崎謹一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	総務課長	石坂恒久君
企画創造課長	田中浩君	税務課長	熊川一記君
住民課長	堀田高史君	観光課長	宮崎健司君
健康推進課長	和田修君	福祉課長	中澤一夫君
土木課長	川島和武君	生活環境課長	宮崎雄一君
会計管理者	一場礼子君	上下水道課長	岡田薰君
こどもみらい課長	高井洋一君	温泉課長	関亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園	橋爪保君
総務課主査	清水聰之君	総務課主任	今平一真君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩原健司 議会書記 新田美幸

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまから令和6年第2回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。よろしくお願いします。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

4番、市川祥史議員、6番、小林純一議員の両名を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮ります。会期につきましては、2月21日に開催された議会運営委員会にて協議した結果、本日から13日までの10日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より13日までの10日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

黒岩町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

令和5年12月4日開催の令和5年第7回定例会から本日開催の定例会までの間の行政報告

であります。

12月5日、ホテル一井において、草津しんきん会の総会が開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。

12月11日、メディア関係でつくる八社会のメンバー10人をお招きし、誘客のためのプレゼンテーションを私のほうから行いました。またじゅらん人気温泉地ランキング2024がこの日に発表され、もう一度行ってみたい温泉地の1位に草津町が返り咲いたこともあり、各メディアより、旅行者から評価される景色やまちづくりに関する質問がなされ、大変有意義な意見交換が行えました。

続きまして、12月11日、群馬県知事戦略部長が来庁し、群馬県が主催する湯けむりフォーラムにおける特別講演の依頼を私が受けました。

12月12日、中之条税務所の所長が来庁され、町長室にて挨拶を交わしました。

次に、12月12日、西吾妻安全安心まちづくり連絡会が長野原の浅間酒造にて開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

12月13日、ベルツこども園のおゆうぎ会が音楽の森コンサートホールで行われ、出席をし、挨拶をしてまいりました。保護者の皆さんをはじめ多くの方々に観覧をいただき、日頃の練習成果を存分に発揮した園児の元気な発表が見られました。

続きまして、12月13日、草津温泉スキー場において今シーズンにおける安全祈願式典が執り行われ、出席し、挨拶を述べました。

12月13日、草津温泉スキー場において、昨年度より整備を進めてまいりましたパルスゴンドラ天狗並びにクリスタル天の竣工式を挙行いたしました。

当日は国土交通省関東運輸局長や群馬県知事をはじめ37名の関係者の皆様のご臨席を賜り、盛大に竣工式を執り行うことができました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

関連して、さきの臨時議会の冒頭でも行政報告をさせていただきましたが、昨年末、頻繁にゴンドラが停止してしまうという事象が発生し、以降、メーカーとの緊急対応の協議を重ね、2月最後の連休に復旧を果たしました。実質上、4日間の運転休止という最小限の減収被害に抑えることができたものであります。

初めてのスキーシーズンを迎えたパルスゴンドラでありますが、12月と1月を合わせた乗車人数は延べ約6万1,000人であり、その内スキーを履かずにゴンドラだけを利用した約2,000人、つまり今までゼロ人だったんですけれども、2,000の方が利用されております。この数字からも分かるように、大変好評な乗り物となっていることは明らかであり、当初の

狙いどおり、ただスキーをするための輸送の道具ではなく、一つのアトラクションとしての利用効果も絶大であったものと確信しております。

いずれにいたしましても、今後もこうした事態が起きないよう、安全・安心対策について引き続き努めていきたいと思います。

12月14日、役場大会議室において、草津町遭難救助隊の総会が開かれ出席しました。会議では冬期シーズンに合わせて、スキー場におけるパトロール方法の確認など、関係機関と連携を図りました。

12月15日から16日にかけて、群馬県主催の湯けむりフォーラム2023が開催され、15日には草津音楽の森国際コンサートホールにおいて、湯けむり特別講演を行ってまいりました。これは急遽知事が講演する予定だったんですが、知事が出られないということで、知事の代わりとして私が講演したものであります。会場には、関係者を含め326名の大変多くの参加があり、盛大に執り行われました。また夕方には、会場をホテルヴィレッジに移し、約170名が参加するレセプションが開かれ、ウェルカムスピーチも行ってまいりました。

翌日16日には、ホテルヴィレッジを会場として数多くのプログラムが開催され、その中の一つ、群馬県庁リボーン会議の見学を行ってまいりました。

12月19日、群馬県庁に出向き、群馬県知事をはじめ、各部局、さらには、県の出先等の関係機関へ年末の挨拶に行ってまいりました。

12月20日、草津町・山ノ内町広域宣伝協議会定例会が草津町役場会議室で行われ、挨拶をしてまいりました。定例会終了後、パルスゴンドラ天狗、クリスタル天、温泉門の視察を行いました。

12月20日、100歳を迎えた高橋たき様、また、21日には、栗生温泉園入所者の北野貞晴様を慶祝訪問し、お祝いの挨拶を行ってまいりました。

草津町保健センターにおいて行ってきた新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種が12月25日をもって終了いたしました。令和3年5月6日より開始いたしました草津町における集団接種は、医療関係者の皆様にご協力をいただきまして、町としても全庁職員を総動員して行きましたが、おかげさまをもちまして無事に終了することができました。今後も感染症対策は継続してまいりますが、ワクチン接種については来年度からは個別接種となりますのでご理解をお願いしたいと思います。

12月26日、草津町消防団の歳末夜警に伴う激励を役場大会議室にて行いました。町民及び訪れるお客様の安全と安心のため、日夜努力いただいておりますことに心より感謝を申し上

げます。

12月27日、前橋市の市町村会館において、群馬県知事と町村長との意見交換会が開催され、出席し、草津町としては地域活力の維持について発言をし、知事との意見交換を行ってまいりました。

1月4日、役場大会議室において、令和6年草津町賀詞交歓会を開催いたしました。また、賀詞交歓会の席上において、草津町自治功労者表彰式を執り行い、ご出席いただいた受賞者に表彰状と記念品の贈呈を行いました。

1月4日、国立療養所栗生楽泉園に出向き、園内の方々へ新年の挨拶を述べてまいりました。

関連して、施政方針の中でも述べますが、新型コロナウイルスワクチン集団接種をきっかけに、楽泉園側から、町の保健センター事業などにおいて協力をし、地域貢献したいというありがたいお話をいただきました。今後当町の保健事業における協力体制の構築について、お互いの理解を深める取組から始め、よりよい体制づくりの在り方を検討してまいりたいと思います。

1月5日、群馬県庁の県民ホールにおいて、令和6年群馬県議会新春交流会が開催され、出席し新年の挨拶をしてまいりました。本県関係国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員等の約240名の出席がありました。

同日5日、前橋市のグリーンドーム前橋において、上毛新聞社主催の新年交歓会に出席し、各界の皆様との親睦を深めてまいりました。

同日1月5日、中之条町のバイテック文化ホールにおいて、吾妻郡町村会・町村議会議長会の令和6年賀詞交歓会が開催され、出席をしてまいりました。

また、賀詞交歓会終了後に、令和5年度吾妻広域町村圏振興整備組合第6回理事会が開催され、同じく出席をしてまいりました。

1月9日、草津町総合体育館において、草津町消防団出初式が開催され、激励の挨拶を行ってまいりました。多くの関係者の方々にご参加をいただき、無事に実施することができました。

1月17日、群馬県知事戦略部長が来庁し、12月15日に開催された湯けむりフォーラムにおける事後評価の報告を受けました。

この開催結果のアンケート調査において、私の講演の中で、84.7%の方が「湯けむり特別講演を満足した」との大変好評な回答の報告を受けたものであります。来年度においても、

草津町の開催を予定したい旨の依頼がなされました。

1月19日、観光経済新聞主催の第37回にっぽんの温泉100選において、草津温泉が21年連続第1位に輝いたことから、この認定証授与式が浅草ビューホテルにおいて開催され、出席をしてまいりました。

授与式では、観光諸団体、大手エージェント、全国のホテル旅館関係者約400名が参加する中、観光協会長、湯の華会の会長と共に登壇し、挨拶を行ってまいりました。会場の参加者から大きな拍手をいただいたものであります。

1月23日、新潟県魚沼市にある石打丸山スキー場及び魚沼の里へ議員11名、私と副町長、事務局を含めた計18名で視察研修を行ってまいりました。

石打丸山スキー場では、10人乗りのゴンドラと6人乗りのチェアリフトが一つのラインに運行する混合リフトに乗車し、スキー場内の施設やゲレンデの状況などの視察を行ってまいりました。

また、魚沼の里では、雪室を利用した貯蔵施設や個性豊かな飲食店、売店などの観光施設を視察してまいりました。

今回の視察研修においては、他のスキー場の状況やその周辺における施設を視察することができ、今後の草津町の町づくりに参考になると、有意義な視察になったと思っております。

1月23日、草津温泉スキー場において、2018年に本白根山の噴火で犠牲になられた方の6周年目となる追悼式が行われ、株式会社草津観光公社によってその会が開催されました。

1月25日、長野原町の住民総合センターにおいて、令和6年の長野原警察署初点検が開催され、私が代表して出席し、祝辞を述べてまいりました。

1月25日から1月27日までの3日間、第55回葉山町親善スキー学校が行われ、総勢約70名の葉山町民の皆様が来草されました。

初日の開校式で歓迎の挨拶をし、2日目にはレセプションが行われ、議会、町関係者、スポーツ協会の皆さんと共に懇親を深めました。

1月31日、群馬県道路整備課長・上信自動車道建設事務所長ほか1名が来庁し、町長室において上信自動車道の吾妻西バイパス区間の開通式典について概要説明を受けました。開通式典の開催日時は3月20日の午前10時から執り行うとのことであります。

続きまして、物価高騰対策として町民皆さまの生活を支援するため、7月25日から12月31日まで実施いたしました、第5回草津町くらし応援商品券事業につきまして、1月31日に申請期限が終了しました。対象者数の6,079人に対して、交付数が5,686人、交付率としては

93.5%となりましたので報告をいたします。

次に、会社の立て直しのため私が令和3年12月14日に就任いたしました、株式会社草津観光公社の代表取締役ですが、1月31日に辞任をし、新たに堀田洋一常務取締役が代表取締役社長に就任いたしました。

公社在籍中は、私の給与報酬はもとより、退職金においても辞退、交際費等の一切の経費を使わずに2年1か月の仕事を行ってまいりました。

私が在職中には、ランニングコストをとことん削減し、大胆な大型投資を行いながら、何とかコロナ禍の中で疲弊した会社の立て直しができたと認識しております。今後は、指定管理施設の運営を管理する立場で、草津観光公社の経営に携わってまいりたいと思っております。

2月8日、草津温泉スキー場において、令和6年度から整備を予定している天狗山レストハウス建て替えに伴い、群馬県のリトリート環境整備補助金の取得に係る事業計画を作成する際に、専門的知見を有するアドバイザーの意見を盛り込むことが条件となっているため、事前に群馬県が指定した知見者による事前視察を行いました。

当日は、アドバイザーのデービッド・アトキンソン氏と共に、群馬県産業戦略部長、セールス局長ほか3名が来庁し、草津町のまちづくりの状況や観光経済の状況、また、スキー場の現況などの説明をいたしました。

しばらくこのアトキンソンさんとお話をしましたが、大変草津町の取組に感動をされておりまして、久しぶりに私と意見が合う人と行き会ったということまでコメントをいただいたものであります。

2月8日、群馬県の主催により、長野原高校の現状に関する協議会が同校で開催され、長野原高校の現状と課題等についての説明を受け、教育長と共に意見交換を行ってまいりました。

2月19日、中之条町長が来庁され、吾妻郡としての災害ごみの受入れに関する相談を受け、町長室にて打合せを行いました。

2月27日、長野原警察署において、町内交差点における渋滞緩和のための信号制御等について、署長と意見交換を行ってまいりました。

立体交差ができたことによって、一定のといいますか、大変な効果をもたらしましたが、櫻井ホテル前の信号について、渋滞が緩和されないということで、A I付の信号にと私のほうから申し上げたら、今、全国でも研究はしているが、A I付のはまだ設置になっていない。

そういう中で、現地をよく見た中で、時間の調整等微調整を警察のほうがしてまいりたいというようなご意見といいますか、回答をいただきました。副署長がその信号の担当を長年務めたそうでありますので、大変心強い話でありまして、混雑解消のためにここに新たな信号の仕組みづくりをしてくれるものと思っております。

2月27日、中之条町役場において、吾妻広域町村圏振興整備組合第7回理事会が開催され、議案審議をいたしました。

その後、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第1回定例会、吾妻環境施設組合の第1回定例会が開催され、出席してまいりました。

2月28日、朝日新聞社より、今年度の入込客数が過去最高になると予想される中で、その要因や思いについて町長室にて取材を受けました。後に報道をしていただけるものと思っております。

同じく2月28日、株式会社上毛新聞社の草津町を担当している新旧の担当記者さんが来庁され、町長室において、退任・新任の挨拶を受けたものでございまして、また、上毛新聞さんには大いに期待をしてまいりたいと思っております。

2月29日、町長室において、令和5年度JA共済全国小・中学生交通安全ポスタークールにおける内閣府特命担当大臣賞を受賞した草津町立草津小学校6年生の朝日詩歩さんより、受賞の報告を受けました。大変おめでたいことで激励をいたしました。

次に、2月29日、群馬県吾妻振興局の局長が来庁され、令和6年5月14日に開催される未来構想フォーラムの群馬県知事とのディスカッションに関する説明を町長室にて受けたものであります。

次に、3月1日、草津町遭難救助隊と草津町消防団との合同雪上訓練が草津スキー場で開かれ、開会式に出席し、挨拶をしてまいりました。

3月2日、吾妻郡老人クラブ連合会の芸能発表大会が中之条町バイテック文化ホールにおいて開催され、吾妻郡の町村長を私が代表して、来賓として挨拶をしてまいりました。

次に、既に報告させていただいておりますが、令和5年1月に草津町営滝尻原墓苑元利用者より、草津町を被告として墓地使用許可取消処分の取消しを求める訴訟が提起されました。現在の町の対応としては、被相続人に墓地利用許可を戻しており、関係相続人にその旨の通知をしている状況となっています。

令和5年10月25日に前橋地方裁判所において原告の訴え、相手方の訴えを、棄却ではなく却下する判決がありました。原告側がこれを不服として控訴することを決定したため、町は

次の裁判に備え準備をしている状況であります。

次に、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした配食事業について、安否確認を兼ねて実施しております。事業開始から1月末日までの実績としては、221名の方の申込者に対して、延べ4,031食の実績となっております。

以上、行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私のほうから議会関係の報告をいたします。

12月11日、草津温泉・ぐんま八社会がホテル高松で開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

12月13日、草津温泉スキー場安全祈願式典及びパレスゴンドラ天狗・クリスタル天の竣工式が天狗山レストハウスで開催され、議員全員が出席し、挨拶をしてまいりました。

12月15日、重監房資料館運営委員会第2回委員会が栗生楽泉園内、重監房資料館で開催され、上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

12月15日、16日の2日間にわたり、湯けむりフォーラムがホテルヴィレッジで開催され、出席してまいりました。

12月20日、草津町・山ノ内町広域宣伝協議会定例会が草津町役場大会議室において開催され、黒岩総務観光常任委員長と共に出席をいたしました。

12月22日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議委員会が長野原町役場において開催され、金丸副議長と上坂民教土木常任委員長が出席をしてまいりました。

1月4日、草津町賀詞交歓会が役場大会議室において開催され、各議員が出席し、挨拶をさせていただきました。

1月5日、群馬県議会新春交流会が群馬県庁にて、また、上毛新聞社新春の集いが前橋市のグリーンドーム前橋にて、さらに、吾妻郡町村会町村議会賀詞交歓会が中之条町バイテック文化ホールにて開催され、それぞれ出席をしてまいりました。

1月9日、草津町消防団出初式が草津町総合体育館において開催され、議員各位が出席し、挨拶をさせていただきました。

1月23日、新潟県魚沼市にある石打丸山スキー場及び魚沼の里へ議員11名と町長、副町長、事務局5名を含めた計18名で視察研修を実施してまいりました。

1月25日、令和6年度長野原警察署初点検が長野原町住民総合センターで開催され、出席してまいりました。

同日、葉山町親善スキー学校開校式が天狗山レストハウスで開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。

1月26日、草津町議会スキー場視察を草津温泉スキー場において行い、議員各位が出席いたしました。

同日、葉山町親善スキー学校歓迎レセプションが天狗山レストハウスにおいて開催され、議員全員が出席し、挨拶をしてまいりました。

2月5日、令和6年度吾妻振興局県政説明会が中之条合同庁舎で開催されました。庁舎の面積も狭いということで人数制限もあり、議員2名と共に出席いたしました。

2月8日、長野原高校の現状に関する協議会が長野原高校で開催され、出席をいたしました。

2月14日、郡町村議会議長会議員研修会が中之条町で開催され、議員各位が出席いたしました。

2月20日、群馬県町村議会議長会定期総会が前橋市市町村会館において開催され、その席で、全国町村議会議長会の表彰伝達式が行われました。

式典では、草津町議会が令和5年度町村議会表彰を受けた賞状とともに、記念品を受領してまいりました。これにつきましては、過日の臨時議会においてご披露いたしたわけでございます。

私的に考えますと、この表彰については、もう皆様もご存じのとおり、地方議会人という全国市議会議長会、全国町村議会議長会が編集して発行している機関誌がございます。議員控室にありますので、念のためご報告をいたします。これが、言ってどうかと思いますが、私の思いを皆様にご披露して、皆様のご意見も承りたいと思います。

令和3年5月号の議会とハラスメント特集号というものがあります。この巻頭言で、東京大学名誉教授上野千鶴子氏が、草津町議会を指名して、当時の新井祥子議員をリコールしたことを、女性議員に対するハラスメントの極めつきと、調査もせずに決めつけ、全国市町村にこの機関誌で広めてしまったわけでございます。

直ちに、当時の黒岩卓議長名で全国町村議会議長会に厳重抗議を行いましたが、7月号の編集後記で「事実確認等、今後の編集に活かしたい」と、何か歯切れの悪い表現で済まされております。令和4年11月22日、草津町議会議長名で全国町村議会議長会と上野千鶴子氏に、

再度事件後の経緯を述べて抗議を行いましたが、今日まで何の返事もございません。

このことから、ちょっとうがった考えかもしれません、今回の表彰は草津町議会の名誉を回復させたというふうに考えるのはいかがなものかと思いますが、その背景にはこれがあったのではないかというふうに私は考えております。

今後におきましては、この事件が決着、いわゆる刑事事件でございますので、決着がついたときには、もう一度上野千鶴子氏と全国議長会にそのことを伝え、何らかの方法で草津町の名誉を回復させるように働きかけをしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

また、その席におきまして、群馬県町村議会議長会表彰として、議会議員10年以上の在職者に贈られる一般表彰として、湯本晃久議員、上坂国由議員の2名が草津町から表彰され、代理で受領し、伝達をいたしました。おめでとうございました。

2月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場において開催され、副議長と共に出席をいたしました。

また、定例会終了後、吾妻環境施設組合定例会が開催され、出席をいたしました。

3月1日、草津町遭難救助隊・草津町消防団合同雪上訓練が草津温泉スキー場で行われ、黒岩総務観光常任委員長と共に出席をいたしました。

以上、私からの議会関係の報告を終わりります。

◎令和6年度施政方針説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から令和6年度施政方針説明を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、町長、私から、令和6年度の施政方針について説明をさせていただきます。

令和6年第2回草津町定例会開催に当たり、令和6年度の町政における草津町の施政方針の一端についてご説明を申し上げるとともに、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様の行政運営へのご理解とご協力を願い申し上げます。

施政方針の説明に先立ち、本年元旦に発生した能登半島を中心とした地震により、被災された多くの方々にお見舞いとお悔やみを申し上げる次第でございます。また、この度の震災によって、生活インフラが寸断されるなど非常に大きな被害が発生している中、現地で懸命

に緊急支援を働いている方々に対しまして、心から敬意を表したいと思います。

観光立町である当町といたしましても、被災された地域の観光振興を願う町民総意の気持ちとして、1月20日から3月末までの間におけるふるさと納税の5%分を寄附することいたしました。そして、この支援金は観光振興に役立てていただきたいとして、石川県に直接送金をさせていただきます。また過日の全員協議会において、吾妻郡全体として災害ごみを受け入れることに関して全員の議員の理解をいただきましたので、これを表明し、今後も被災地域の一刻も早い復興を願いつつ、できる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。

さて私は、一昨年の1月に大変多くの町民の皆様から厳粛な信託と温かいご支援を受け、4期目になる町政を担わせていただき、早くも3年目のかじ取りをさせていただいているところであります。現状の課題や目標などにつきましては後述させていただきますが、まず、新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種について、令和3年5月から昨年末の2年7か月という長い期間従事ご協力をいただきました医療機関関係者の皆様に、心から御礼を申し上げる次第でございます。

こうした医療機関の連携によって、国立療養所栗生楽泉園からは今後町の保健事業などへの検討協力を検討したいとのありがたいご意見を今いただきしております。より今後緊密な連携体制を組んでまいりたいと思っております。

もう一点、当初お伝えしたいことといたしましては、草津温泉の将来を左右する事態であったと言っても過言ではない万代鉱源泉の減衰問題につきまして、緊急的に2か年にわたる大変な修復工事となりましたが、おかげさまをもちまして復旧が完了し、草津温泉の安全と安心を確保することができました。危険を顧みず、命がけでこの対応にご尽力をいただきました町内建設業事業所等々の方々に対しまして、町長として改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、現状における当町の財政状況について申し上げます。

令和4年度決算における財政健全化判断比率については、いずれの指標も国が地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定で示す早期健全基準を下回っており、財政の健全性は現段階においては十分に保たれていると判断をしております。

私は、真に必要な進めるべき政策については大胆に投資をする。ただし、ランニングコストは抑制するという方針で町の施策を推進してまいりました。この14年間における投資的経費、福祉施策、観光施策など政策的に推し進めてきたいわゆる主要経費は、総額で233億円

にも上ります。毎年、総務観光常任委員会や民教土木常任委員会に対して、町の会計の状況を合わせた形の中で財政状況について説明しておりますように、私が町長に就任した平成22年には、約58億円あった町の借金となる起債借入額を、13年経った現在においては39億まで減少させ、逆に町の資金となる基金や企業会計の残高合計につきましては、28億円であったものを83億まで増加させることができました。つまり借金を19億減らし、預金を55億増やしましたということです。

このように財政の健全化を図り、強い財政基盤を構築することができましたが、この結果に至るまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。財政の仕組みをとことん研究し、補助金や交付金を積極的に活用しつつ、財政力指数の高さにこだわることなく交付税を受けられる手立てを講じるなど、創意と工夫、努力の積み重ねによって得た結果であることは申し添えておきたいと思います。

一方、今後の財政を展望した際に、最も留意すべきことは、町の公共施設の老朽化が著しく進んでいることへの対応であります。このことについても、令和5年11月15日の私が書きました文書によって、新聞折込や回覧をもって町民の皆様に周知したところですが、草津町においては、インフラ施設の更新整備について潜在的な将来負担となっていることを念頭に置く必要があります。具体的には、現在進めております下水道処理場の再構築については、総工費約69億円としておりましたが、最終的には100億円近くかかるものでないかと推計しております。また、上水道につきましても、施設整備の老朽化による漏水や破損が増加しており、多額の修繕費がかかることが予想され、さらにはごみ施設に関しては、吾妻広域で新たなごみ処理施設の建設が今後数年間にかけて行われるものであり、この負担額についても相当な経費になることが見込まれております。

今後各公共施設について、長寿命化計画に基づく整備や、状況によっては縮小、統合、休止など抜本的な改善も視野に入れつつ、対応してまいりたいと思っております。

続いて、令和6年度における施政方針の決意を述べます。

振り返りますと、私は、草津町のさらなる飛躍と発展の道は経済の再生にあると常々考え、町長就任時から14年間、福祉と観光のまちづくりを政策理念の柱に掲げて各種の施策を進めてまいりました。特にビジネス感覚を行政運営に取り入れ、科学と感性を自身の軸として、各種の施策を進めてきたことが現在の草津町の活性化につながったものと分析しております。

就任時の平成22年、再生と飛躍のロードマップのスタートとして、草津温泉のシンボルである湯畠の再整備を行いました。次に、御座之湯、熱乃湯及び湯路広場など、各時代の趣を

尊重した景色づくりを進めてまいりました。加えて西の河原公園の再整備を実施しながら、令和2年には裏草津地蔵も完成させ、合わせて、町内各種のところへ、手洗乃湯や顔湯等の設置も進めてまいりました。

また昨年は、9年の構想をかけて一歩ずつ進めてまいりました立体交差及び温泉門事業を実現させることができました。長年草津温泉の出入口において渋滞を引き起こしていた、大きな課題を解消するための整備事業でしたが、群馬県をはじめとした関係各位の協力を得て完成させることができ、町民、そしてお客様から大変好評の声をいただいている状況にあります。草津温泉のシンボルである湯畠のサテライトとしてのこの温泉門は、新たな観光名所になるものと期待を寄せております。

次に、これまでの取組は、おかげさまで形として評価をされ、今回の観光経済新聞社主催にっぽんの温泉100選において、21年連続1位に選出されるという快挙を成し遂げることができました。このことにとどまらず、今回のじゃらん人気温泉地ランキング2024年では、もう一度行ってみたい温泉地において、草津温泉が1位に返り咲くという大変高い評価をいたいたいたものであります。このランキングにおける研究者のコメントには、地域全体として若年層をメインターゲットとし、湯畠を中心に観光整備などが行われ、今後は周辺地域の開発や混雑緩和のための交通路整備にも注力しており、戦略を持って継続的開発が、幅広い層の支持を得ていることにつながっていると書かれており、これまで行ってきた施策が的確に評価されているものと思います。

また、最終集計でありますが、観光入込数の観点で申し上げますと、過去最高の入込みを記録したコロナ前の令和元年の327万人を今年度は上回り、文書には350万人と書かれておりますが、360万人に到達する見込みになっております。年間400万のお客様を迎えるようしている目標は、決して遠くない未来に実現できるものと見込んでおります。

関連して、全国の多くの方々から草津町にご寄附という形で応援いただいております、ふるさと納税につきましても、おかげさまで前年と比較した時に顕著な伸びを見せております。このことに対しても応援してくださった全国の皆様に、この場をお借りし心から御礼を申し上げます。全国の観光地が未だ苦戦を引かれている中、このような傾向にあることはまさに草津町の底力を示すものであり、こうして全国の方々や関係者から毎年高い評価をいただいているものと、この町に暮らし、働いている皆様のお力添えになるものであると思っております。改めて感謝を申し上げる次第であります。

そして、福祉政策に関しては、第5次草津町総合計画を兼ねる、草津町行政指針町づくり

8か年計画の後期基本計画において設定した、各種の重要業績評価指標の達成に向け、着実に各事業を推進してまいりたいと思います。これらの政策の評価に関しましては、今後も草津町行政指針において設定した指標や目標値を、期間中にあっても検討しつつ、適正に事業を進めてまいりたいと思います。

続いて、令和6年度における町運営の方向性について述べます。

私は、町長就任時から14年間、ぶれることなく政策理念の軸として掲げている、福祉と観光のまちづくりを一貫して進めてまいりました。この対策の1つの例として、草津町では町民の皆様の生活を支えようと、これまで草津町生活商品券事業や草津町くらし応援券事業を5回実施してまいりましたが、他市町村にない手厚い事業として、昨年の末には第6回目として独自に実施することを決め、町民の皆様の生活支援と町内事業所の支援をするべく取組を開始しております。

この他にも、ひとり暮らしの高齢者配食事業については継続して実施しており、国の補助制度を活用した住民税非課税世帯支援交付金事業についても着実に実行を実施をいたします。

また新年度から、町内全域の防犯灯や街路灯における電気料補助事業を新規に展開します。各地域や機関において設置、管理していただいている街路灯は、町の安全・安心につながるものであり、政策強化と支援を図るため、電気料の補助を町として新規に実施いたします。

さらに子育て施策については、草津町だからこそできる、切れ目のない横断的な支援を展開してまいります。これまで草津町においては、子育てに係る相談事業は育児支援事業の充実強化を常に図っており、専門家や専門職による寄り添った相談が行われております。ここに加えて、新年度からは、国が新たに進める「こどもまんなか社会施策」の拡充という方針に合わせ、草津町としては妊産婦から18歳までの横断的な子育て支援を独自に強化し、展開してまいります。具体的には、既に実施しているこども園と小・中学校への給食の完全無料化や、学童保育の完全無料化などを展開しつつ、ベルツこども園の保育料の完全無料化を実施させ、また高校生修学費補助について、1人当たり4万円だったものを5万円に引き上げます。これらの施策を措置するとともに、新たに国の制度を活用した1か月健診や5歳児健診を展開するとともに、町の単独事業として、2歳児の歯科健診の充実化や、草津式5歳運動健診に結びつけることにより、妊娠期から就学前までの切れ目のない健診検査事業の実現を図り、子育て世代の保護者とお子様方の支援を行います。

そして、こども園から小学生・中学生における幼児教育から学校教育をより充実させ、高校生までの就学支援を行うことで、ゼロ歳から18歳までの途切れることのない横断的な子育

て支援を推進し、未来の草津人の育成に努めていきたいと思います。

観光政策、さらに進化し、歩み続けるということではありますが、観光施策については冒頭述べたように、湯畠の整備から開始したロードマップは、昨年の温泉門事業や天狗山エリアでの活性化等の整備へ続いたわけですが、草津温泉に完成はなく、常に進化を遂げながら歩み続ける町でありたいと今も考えております。具体例としては、立体交差や温泉門事業として一体的に実施している中央通り整備関連の事業に関しては、5年度に引き続き、新年度は2期工事として植樹を含めた歩道整備工事を進めてまいりたいと思います。

さらに、天狗山エリアについては、インバウンド事業を視野に、今後はレストハウスの新築計画をしていきたいと考えております。また町の玄関口である草津温泉バスターミナルの再整備を行い、さらに魅力あるまちづくりに創出をしてまいりたいと思っております。

これまで再三述べてきたように、先人から途切れることなく脈脈と受け継がれてきた草津町の歴史と伝統を後世につなぐため、100年先を見据えた付加価値の高いまちづくりを目指し、これからもたゆまず努力をしてく決意であります。そして、各種の施策を推進していくために、今後も強い財政基盤を構築しながら、福祉と観光の両立をバランスよく機能させてまいりたいと思っています。

以上、令和6年第2回定例会議会の開催に当たっての施政方針の説明と所信表明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長の施政方針説明が終わりました。

◎議案第1号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第32号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第32号までについて、一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

議案第1号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について、朗読と説明をさせていただきま

す。

議案第1号 草津町基金条例の制定について。

草津町基金条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回制定しようとする基金条例の告示文案となってございます。

さらにおめくりいただき、5ページ、制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

当町における各種の基金については、複数の既存条例を有しており、各条例によって管理の方法がそれぞれに規定されていますが、運用方法や取崩しの条件などが統一されていないことから、今回これらをまとめて統一性を持たせるための新たな基金条例を設置し、より円滑かつ有効的な管理を行おうものでございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第2号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第2号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年草津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案となってございます。

さらに、そこから2枚おめくりいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。
3ページ、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

会計年度任用職員の勤勉手当について、地方自治法の改正により令和6年度より支給が可能となり、総務省から適正な運用を求める通知が発出されていることから、処遇改善及び今後の人材確保等を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第3号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第3号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第3号 小学校施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止について。

小学校施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例（昭和39年草津町条例第4号）を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月4日提出。草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回廃止しようとする基金条例の告示文案となってござります。

次の2ページ、廃止理由及び要旨にて説明を申し上げます。

各種の既存基金条例をまとめた新たな基金条例を制定しようとする中、昭和39年に設置されたこの小学校施設整備基金に係る本条例については、保有する財産が、この条例上旧草津町公民館の敷地となっていることから、財産を維持するという基金の主たる目的が喪失されているため、今回本基金に係る条例を廃止しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第4号、こどもみらい課長、説明願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、議案第4号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第4号 草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年草津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、告示文の案となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページ、改正理由及び要旨についてご説明いたします。

改正理由及び要旨、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、草津町独自に幼児教育・保育の無償化を範囲拡充を図り、現行の3歳以上児の保育料無償に加え、3歳未満児の保育料について無償化しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第5号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第5号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第5号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

草津町介護保険条例（平成12年草津町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、今回改正しようとする告示文案となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの改正理由及び要旨により説明をさせていただきます。

3年に一度の介護保険事業計画の見直しにより、介護保険料の有効期間と保険料率の改定を行うとともに、現行の標準9段階から13段階に細分化、また介護保険料の減額賦課に係る規定の改正をしようとするものであります。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページ、4ページには新旧対照表が掲載してございます。

以上ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第6号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第6号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第6号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

草津町小口資金融資促進条例（平成8年草津町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、今回改正しようとする告示文の案となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

小口資金については、群馬県と草津町との協調により実施している制度融資ですが、県からの要請に基づき条例改正を行おうとするものでございます。

1として、借換及び融資期間延長の特例の継続でございます。群馬県が小口資金の返済負担の軽減策として、小口資金融資の借換制度及び借換条件の緩和措置、並びに融資機関を最長3年延長可能とする措置を、令和6年度においても1年間延長して継続実施することから、当町においても、中小企業支援等の一環として同様の改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第7号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第7号でございます。

草津町道路占用条例の一部を改正する条例について。

草津町道路占用条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、1ページに改正しようとする告示文がございます。

さらに3枚おめくりいただき、4ページの改正理由及び要旨にてご説明をいたします。

改正理由及び要旨、道路占用物件に係る道路占用料は、道路法第39条の規定より道路管理者が占用料を徴収することができるとされています。草津町の占用料単価等は道路法施行令の額に準じており、同施行令が固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映するために改正施行されたことから、草津町道路占用条例の一部を改正し、内容を変更しようとするものであります。

続く5ページから6ページにかけて、この条例に関する新旧対照表を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第8号、土木課長、続いて説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第8号でございます。

草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町公共物使用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、1ページに改正しようとする告示文がございます。

さらに2ページをおめくりいただき、3ページの改正理由及び要旨にてご説明をいたします。

改正理由及び要旨、道路法施行令の一部改正により、道路占用料との均衡性を鑑み、一部を改正しようとするものであります。

4ページにはこの条例に関する新旧対照表を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） ここで、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

条例関係のが終わりまして、いよいよ一般会計に入ります。

それでは、議案第9号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第9号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案書表紙をおめくりいただきたいと思います。

議案第9号 令和6年度草津町一般会計予算。

令和6年度草津町の一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,956万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、1ページの第1表 歳入歳出予算の一覧表にて説明を申し上げます。

この表の款名、金額の順で申し上げます。

歳入として1款町税17億5,904万6,000円。

2款地方譲与税2,400万7,000円。

3 款利子割交付金15万2,000円。
4 款配当割交付金367万7,000円。
5 款株式等譲渡所得割交付金362万9,000円。
6 款法人事業税交付金2,234万8,000円。
7 款地方消費税交付金 1 億7,419万円。
8 款ゴルフ場利用税交付金711万2,000円。
9 款環境性能割交付金239万3,000円。
10款地方特例交付金84万1,000円。

右側に移りまして、2ページ、11款地方交付税 8 億円。

12款交通安全対策特別交付金65万6,000円。

13款分担金及び負担金917万4,000円。

14款使用料及び手数料6,387万8,000円。

15款国庫支出金 3 億461万9,000円。

16款県支出金 1 億8,583万4,000円。

17款財産収入466万円。

18款寄附金 6 億2,000円。

19款繰入金 8 億3,194万円。

20款繰越金3,000万円。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

21款諸収入 1 億2,731万1,000円。

22款町債9,410万円。

続いて、右側4ページ、歳出について申し上げます。

1 款議会費7,665万2,000円。

2 款総務費12億7,360万7,000円。

3 款民生費10億3,046万3,000円。

4 款衛生費 6 億2,104万5,000円。

5 款労働費8,000円。

6 款農林水産業費2,925万3,000円。

7 款商工費 4 億9,193万2,000円。

1枚おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

8款土木費 5億9,317万9,000円。

9款消防費 2億1,987万3,000円。

10款教育費 3億9,025万9,000円。

11款公債費 2億9,384万1,000円。

12款予備費 2,945万7,000円。

以上が、歳入歳出それぞれを50億4,956万9,000円にしようとするものでございます。

続きまして、6ページの地方債の説明を申し上げます。

第2表地方債、起債の目的、限度額の順に申し上げた後に、起債方法等の説明を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業8,410万円、臨時財政対策債1,000万円、起債の方法は証書借り入れ又は証券発行。利率につきましては年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法については、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第10号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第10号について、朗読と説明を申し上げます。

表紙をおめくりください。

議案第10号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,335万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 嶸入歳出予算にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

主要な部分を説明いたします。

1款国民健康保険税 1億5,743万7,000円。

4款県支出金 5億3,458万7,000円。

7款繰入金 7,172万3,000円。

8款繰越金 750万1,000円。

右ページの歳出をご覧ください。

1款総務費 481万6,000円。

2款保険給付費 5億5,308万円。

3款国民健康保険事業納付金 2億117万8,000円。

5款保健事業費 1,105万3,000円。

歳入歳出それぞれ 7億7,335万2,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第11号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、令和6年度草津町介護保険特別会計予算でございます。

表紙をおめくりください。

議案第11号 令和6年度草津町介護保険特別会計予算。

令和6年度草津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 嶌入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5億8,013万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した保険給付費並びに給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第1款保険料9,681万9,000円。

第2款使用料及び手数料1,000円。

第3款国庫支出金1億1,355万7,000円。

第4款支払基金交付金1億3,662万7,000円。

第5款県支出金7,713万5,000円。

第6款財産収入1,000円。

第7款繰入金1億2,569万1,000円。

第8款繰越金3,030万円。

第9款諸収入7,000円です。

続きまして、右側の2ページをご覧ください。歳出です。

第1款総務費1,207万円。

第2款保険給付費4億8,117万4,000円。

第3款財政安定化基金拠出金1,000円。

第4款地域支援事業費5,494万円。

第5款市町村特別給付費60万円。

第6款基金積立金5万1,000円。

第7款諸支出金3,030万2,000円。

おめくりいただきまして、第8款予備費100万円を計上し、予算の総額を歳入歳出5億8,013万8,000円とするものです。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第12号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第12号につきまして朗読と説明を申し上げます。

表紙をおめくりください。

議案第12号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度草津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,574万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算にてご説明申し上げます。

主要な部分を説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料 1億387万9,000円。

4款繰入金3,589万6,000円。

6款諸収入537万円、失礼しました。

右ページの歳出でございます。

1款総務費184万7,000円。

2款保健事業費549万2,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金 1億3,740万7,000円。

歳入歳出それぞれ1億4,574万7,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第13号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第13号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第13号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

第1条 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

内容は記載のとおりです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款公共下水道事業収益 3億3,578万3,000円。

支出で、第1款公共下水道事業費用 3億3,184万9,000円。

収益から費用を差引きは、393万4,000円を見込んでいます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,813万7,000円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額6,675万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,137万8,000円で補填するものとする。

収入で、第1款公共下水道事業資本的収入14億7,495万1,000円。

1枚おめくりいただきまして、支出で、第1款公共下水道事業資本的支出15億5,308万8,000円。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおり定める。

起債の目的、公共下水道事業。

限度額6億8,180万円を予定しています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ表のとおりです。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,817万2,000円。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第14号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第14号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、議案第14号 令和6年度草津町水道事業会計予算。

第1条 令和6年度草津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

内容は記載のとおりです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第1款水道事業収益2億4,712万4,000円。

支出で、第1款水道事業費用2億1,320万7,000円。

収益から費用の差引きは3,391万7,000円を見込んでいます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億683万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,867万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,816万4,000円で補填するものとする。

収入で、第1款資本的収入50万1,000円。

支出で、第1款資本的支出2億733万7,000円。

1枚おめくりいただきまして、第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費4,920万6,000円。

2、交際費5万円。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第7条 たな卸資産の購入限度額は1,415万4,000円と定める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第15号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第15号について朗読、説明を申し上げます。

表紙を1枚おめくりください。

議案第15号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

第1条 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

以下、記載のとおりでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。第1款温泉温水供給事業収益5億2,050万3,000円。

支出、1款温泉温水供給事業費用5億1,456万2,000円。

次のページをお願いします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,294万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,359万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,892万円、建設改良積立金42万9,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入4,726万1,000円。

支出、第1款資本的支出2億6,020万5,000円。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,888万8,000円。

(2) 交際費5万円。

第7条 たな卸資産の購入限度額は5,232万7,000円と定める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第16号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第16号について朗読と説明を申し上げます。

表紙をおめくりください。

議案第16号 令和6年度草津町千客万来事業会計予算。

第1条 令和6年度草津町千客万来事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

内容につきましては、下記記載のとおりとなっております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入ですが、第1款千客万来事業収益3億6,411万1,000円。

続きまして、支出になります。

第1款千客万来事業費用2億6,958万1,000円。

ページを移りまして、次のページをご覧ください。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,410万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収入調整額2,552万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億858万3,000円で補填するものとする。

収入です。第1款資本的収入1億2,710万2,000円。

続きまして、支出です。第1款資本的支出3億6,121万円。

第5条 債務負担行為をとることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、天狗山レストハウス建替え、分割第3号、本体工事になります。期間です。令和6年度から令和7年度まで。限度額3億5,000万円。

第6条 一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,374万8,000円。

2、交際費5万円。

ページ移りまして、次のページをご覧ください。

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、消費税及び地方消費税の不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第17号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第17号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第17号 令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）。

令和5年度草津町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,064万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,060万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきたいと思います。

1ページ、第1表にて説明を申し上げます。

表の中の款名と補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、1款町税228万2,000円の増額。

10款地方特例交付金8万2,000円の減額。

11款地方交付税3,884万6,000円の増額。

13款分担金及び負担金180万円の増額。

14款使用料及び手数料9万1,000円の減額。

15款国庫支出金205万1,000円の減額。

16款県支出金60万2,000円の減額。

17款財産収入149万円の増額。

18款寄附金535万3,000円の増額。

19款繰入金979万3,000円の増額。

21款諸収入391万円の増額。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページより歳出について申し上げます。

1款議会費162万2,000円の減額。

2款総務費1億360万9,000円の増額。

3款民生費2,840万1,000円の減額。

4款衛生費1万3,000円の減額。

7款商工費332万5,000円の増額。

8款土木費534万9,000円の減額。

9款消防費60万円の減額。

10款教育費998万7,000円の減額。

続いて、右側の4ページになります。

11款公債費109万7,000円の減額。

12款予備費78万3,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに6,064万8,000円を増額し、それぞれを62億2,060万8,000円にし

ようとするものでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、5ページにて繰越明許費の説明を申し上げます。

第2表繰越明許費補正。追加する事業は4件でございます。

3款民生費、1項社会福祉費において第6回草津町くらし応援商品券事業869万8,000円、同じく同項、住民税均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金事業2,010万4,000円、同じく価格高騰重点支援給付金事業こども加算として789万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業128万7,000円。

次に、繰越明許費の変更として、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費事務費について435万6,000円を457万6,000円に、同項戸籍総合システム管理事業で406万1,000円を381万7,000円にしようとするものでございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第18号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第18号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第18号 令和5年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）。

令和5年度草津町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億230万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、10款諸収入で456万8,000円の増額。

右側2ページの歳出でございますが、8款諸支出金で456万8,000円の増額。

歳入歳出それぞれ456万8,000円を増額し、補正後の予算総額を8億230万1,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第19号、説明、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第19号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

令和5年度草津町介護保険特別会計補正予算（第3次）。

令和5年度草津町の介護保険特別会計の補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,443万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,205万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第3款国庫支出金770万4,000円の減額。

第4款支払基金交付金1,438万7,000円の減額。

第5款県支出金1,099万3,000円の減額。

第7款繰入金2,135万1,000円の減額。

続きまして、右側の2ページ、歳出です。

第1款総務費104万円の減額。

第2款保険給付費5,258万8,000円の減額。

第4款地域支援事業費85万7,000円の減額。

第5款市町村特別給付費5万円の増額で、歳入歳出それぞれ5,443万5,000円を減額し、補正後の予算総額を5億7,205万4,000円とするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第20号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第20号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第20号 令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）。

令和5年度草津町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ319万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,880万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料で319万2,000円の増額。

右側2ページの歳出でございますが、3款後期高齢者医療広域連合納付金で319万2,000円の増額。

4款諸出金で298万1,000円の増額。

5款予備費で298万1,000円の減額。

歳入歳出それぞれ319万2,000円を増額し、補正後の予算総額を1億4,880万3,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第21号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第21号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第21号 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2次）。

第1条 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計の補正予算（第2次）は次に定めるところによる。

第2条 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入の補正はございません。

収益的支出で、第1款公共下水道事業費用665万円を減額し、総額を2億5,065万1,000円にしようとするものです。

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、下水処理場再構築事業、期間、令和5年度から令和7年度まで。限度額、28億3,000万円を予定しております。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第22号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第22号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第22号 令和5年度草津町水道事業会計補正予算（第2次）。

第1条 令和5年度草津町水道事業会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度草津町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入の補正はございません。

収益的支出で、第1款水道事業費用104万2,000円を減額し、総額を2億919万3,000円にしようとするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億675万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額975万6,000円、過年度分損益勘定留保資金9,699万4,000円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第1款資本的収入438万5,000円を増額し、688万6,000円にしようとするものです。

資本的支出の補正はございません。

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費51万8,000円を増額し、4,876万円にしようとするものです。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第23号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第23号について朗読と説明を申し上げます。

議案第23号 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第4次）です。

第1条 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款温泉温水供給事業収益500万円を増額し、4億9,666万円としようとするものです。

次に、支出です。

第1款温泉温水供給事業費用、補正予定額364万5,000円を増額し、4億8,884万5,000円としようとするものです。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第24号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第24号について朗読と説明を申し上げます。

令和5年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）になります。

第1条 令和5年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度草津町千客万来事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入で、第1款千客万来事業収益において、補正予定額3,577万9,000円を減額し、計3億4,958万4,000円とするものとなっております。

続きまして、支出です。

第1款千客万来事業費用において、補正予定額287万7,000円を減額し、計1億8,296万1,000円としようとするものとなっております。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第25号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第25号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第25号 建設工事事業委託に関する協定の締結について。

令和5年度草津町下水処理場第2期建設工事事業委託に関する協定について、次のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、記載の内容を朗読いたします。

1、協定の対象、令和5年度草津町下水処理場第2期建設工事事業委託に関する協定。

2、協定金額、32億2,700万円、内消費税額2億9,336万3,636円。

3、協定の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、黒田憲司。

4、協定の方法、随意契約。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第26号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第26号について朗読、説明を申し上げます。

議案第26号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所と氏名になります。

新、東京都中央区勝どき1丁目8番1 ビュータワー4913号、聖泰株式会社代表取締役、朱浩。

旧です。吾妻郡草津町大字草津557番地9、田村メイコ。

業種は旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、2.72平方メートル。

給湯量ですが、15リットル毎分となります。

施設名ですが、仮称でUNPACKとなります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第27号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第27号について朗読、説明を申し上げます。

議案第27号 温泉引用者移転許可についてです。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

新、東京都港区赤坂3-2-8、大成不動産ホールディングス株式会社、代表取締役、野村昌弘。

旧です。東京都文京区大塚1丁目2番10号、学校法人貞静学園、理事長、奥明子。

業種、研修所・宿泊。

源泉名ですが、万代。

浴槽面積、13.35平方メートル。

給湯量、40リットル毎分。

施設名ですが、仮称で大成建設の研修所となります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書を添付してございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第28号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第28号について朗読と説明を申し上げます。

議案第28号 温泉引用許可事項の変更についてです。

草津町温泉使用条例第8条第2項の規定により、次のとおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第13条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所と氏名です。吾妻郡草津町大字草津464番地285、株式会社ジェイフェイス、代表取締役、古館達弥。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積ですが、8.86平米。

増加面積は1.54平方メートルとなります。

給湯量ですが、51リットル毎分、変わりはありません。

施設名ですが、えいだ屋、浴槽増設のためとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） ここで13時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時0分

再開 午後 零時5分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

まず、議案第29号、議会事務局長、説明願います。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、議案第29号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第29号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回変更しようとする協議書となってございます。

もう1枚おめくりいただき、2ページ目をご覧ください。

提案理由について説明させていただきます。

提案理由（1）令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が加入するため。

（2）負担金の算出方法の改正（負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設）を行うためとなってございます。

もう1枚おめくりいただきますと、3ページ、4ページ目に新旧対照表が記載してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第30号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第30号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第30号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について。

吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、別紙のとおり吾妻広域町村圏振興整備組合を組織する地方公共団体において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする規約の条文となってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

現在の吾妻広域町村圏振興整備組合の事務局の設置場所である中之条町のバイテック文化ホールについて、施設の大規模改修工事が長期に予定されていることから、同組合の事務局を旧農業共済事務所に移転するため、規約の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第31号、税務課長、説明願います。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、議案第31号について朗読及び説明いたします。

議案第31号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

草津町税条例（昭和37年草津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりください。

1ページから2ページにかけてが、今回の改正文の案となります。

続いて3ページをご覧ください。

改正理由及び要旨についてご説明いたします。

国において、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号）が、令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本町税条例についても法改正に対応するため所要の整備をするものとなります。

具体的には、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、個人住民税における雑損控除の特例措置を講ずるものとなります。

続きまして、4ページ以降については、改正に係る新旧対照表を添付させていただいてお

ります。

以上が本議案を上程する理由となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第32号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第32号について上程をさせていただきます。

議案第32号 草津町副町長の選任に関する同意について。

次の者を草津町副町長に選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

この議案につきましては人事議案でございます。副町長の任期が令和6年3月31日をもって満了となることから、副町長の選任につき議会の同意を得ようとするものでございます。

選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長よりご提案をいただきます。

ご審議についてお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして当初予算に係る総括質問を行います。

2番、安齋努議員。

〔2番 安齋 努君 登壇〕

○2番（安齋 努君） 2番、安齋です。

令和6年度新年度予算総括質問をさせていただくに当たり、新年早々発生いたしました能登半島地震により被災された方々に心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

こうした自然災害はいつも我々のすぐ近くにあるということを心に刻み、防災減災の歩みを日々続けていくことが大切だと感じております。

さて、令和6年度施政方針並びに当初予算に関して幾つかお伺いさせていただきます。

まず、福祉施策に関して、「こどもまんなか社会政策」を進める国に合わせ、当町でも今までの施策に加え、ベルツこども園保育料無料化など大変前向きな施策が見られ、減少し続ける子供の数に反して、当初予算の民生費内、ベルツこども園費など児童福祉費に前年比113%と増加しております。

町の将来を担う子供たちへ思いをぜひお聞かせください。

防犯灯、街路灯の電気料補助が新たに設けられています。町内には中心地の湯畠から少し離れただけで真っ暗なところも多いのが現状です。大変有意義な施策とは存じますが、設置そのものも町として主導すべきと考えますが、町のお考えを賜りたいと存じます。

次に、観光施策に関してお伺いいたします。

バスタークニナル及び中央通り整備事業に2億4,000万円ほどの予算が当てられておりますが、その具体的な内容、計画についてお聞かせください。

さらに天狗山エリアにおいて、レストハウス建て直しが行われる予定となっていますが、その内容と建築の計画について改めてお伺いしたいと存じます。

令和6年度の一般会計予算案は前年費93.8%の50億5,000万円ほどと、引き続き大変大型予算となっております。収入に関しては草津町のみならず全国多くの自治体が人口減少、経済の低迷にあえいでいる中、個人・法人とも町税增收の見通しとなっております。町の現状、そして未来への展望をお聞かせください。

歳出に関して1点お伺いいたします。

商工費におきまして、前年度8億円から4億9,000万円と約40%ほど減額がなされております。コロナ禍が徐々に収まり、各種でイベントの再開が行われております。当町におきましても、人気のあった自転車イベント、ツールド・草津や熱湯マラソンなど、コロナ禍で失われてしまったイベントの復活を望む声は少なくありません。年間入込客数400万人も視野に入ってきた今、町は賑い、毎日がイベント状態であるとも言えますが、季節の風物詩的な大型イベントは町の経済に貢献するだけでなく、町にめり張りを与えてくれる効果もあると存じますが、町のお考えをお聞かせください。

最後になりますが、千客万来事業会計について1点要望させていただきます。

私は、総務観光委員会等において、様々な要因から温浴施設の入浴料の値上げを強く主張させていただいてきた立場です。施政方針の中でこれらの施設の経営状況は、値上げ効果もあり、単年度決済において黒字を出すまでに上向いてきたと述べられており、大変うれしく思っております。これからも隨時検討、見直しをお願い申し上げます。

町をよりよくするため限りのある予算です。有効にお使いいただくことを切にお願いし、私の令和6年度当初予算総括質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安齋議員の当初予算に係る総括質問について答弁をさせていただきます。

福祉施策についてでございます。

保育料の無償化と、将来を担う町の子供たちへの想いについてとの内容であります。

安齋議員のご質問にあるように、令和6年度当初予算の民生費に関しては、施策の柱となる福祉施策が計上されており、前年度比で102.4%、特に、この中の児童福祉費については112.8%と増加をしております。

お尋ねの保育料の無償化については、群馬県と協調して既に実施をしている無償化分に加え、草津町としては単独で未満児のお子さんの保育料についても無償化にする方針としたものであります。

当町は、第3次産業に従事する方が9割を超えるという特異な就業構造であるため、働く保護者の方々の支援については、これまでも重点を置いて対応してまいりました。例えば、学童保育の児童室についても、全額公費負担による運営や、学校給食費や園の給食費の完全無償化についてもその一つでもあります。

これらは、草津町の再生は経済の活性化であるという私の政策理念に基づく考え方であり、共働き世帯などの保護者のサポートを全面的に行ってきましたので、令和6年度当初予算についてもこうした福祉施策を柱として編成をいたしました。

そして、町の将来を担う子供たちへの想いについてとの質問ですが、子供たちは町の宝であり、施政方針でも述べたように、草津町だからこそ実現できる、切れ目のない横断的な支援を展開し、未来の草津町を担う人材を育成していきたいと考えているものであります。

そのためにも、新年度からは、妊娠期から就学前までの健診事業につきまして、途切れることなくきめ細やかに、そして確実に実施していく計画をしています。同時に、幼児教育から学校教育までの支援の充実と、高校生への就学費補助の増額を措置し、保護者の経済的負担を軽減、支援を行うための予算についても継続して予算計上をいたしました。

国において、子供の利益を最優先に考えた「こどもまんなか社会」という新たな方針が打ち出されました。草津町としては、限りなく可能性を持つ子供たちの育ちと学びを支えるため、我が町だからこそ実現できる子育て支援の取組を強化、推進していくものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の質問は、防犯灯・街路灯の電気料補助金が新たに設けられたが、設置そのものを町が主導すべきではないかとの内容であります。

はじめに、事業概要を申しますと、令和6年度から新たな施策として計画した草津町防犯灯・街路灯電気料補助金事業については、町内の自治会等が維持管理をする街灯の電気料に対して、1本につき年額2,500円を町から補助し、自治会等の負担軽減の一助を担いたいとの思いから創設したものであります。

自治会等が維持管理する街灯は、夜間の安全面のほか、地域の活性化を目的として、それぞれの地域が付加価値をつけたデザインで設置しているため、町が設置する画一的な防犯灯と趣旨が違うことや、維持管理を含めた経費等などの問題からも、設置そのものを町が主導するという点に関しては難しいと思います。それゆえに、単純に1本2,500円の補助金をという判断を私が事務方に指示したものであります。

なお、中心街から外れた町内の暗い箇所につきましては、町が東京電力等の既存の電柱に防犯灯を共架することで早期に改善できますので、個別にご相談いただければ対処したいと思います。

3点目の観光施策について、社会資本整備総合交付金事業で実施されておりますバスターミナルの乗降場整備と中央通り整備の内容に関する質問であります。

まず、バスターミナル乗降場の整備ですが、乗降客の増加に伴い、旅客通路並びに乗降場を50センチ拡張し、利用客の安全性と利便性を図ります。あわせて、発着場の壁や照明、侵入防止策などの意匠を含めた整備を行い、お客様を迎える玄関口として華やかなものを演出していきたいと思っております。どちらかというと和風っぽくなりますけれども、おしゃれな発着場に変わってまいります。

次に、中央通りの整備になりますが、令和5年度に第1期工事となる温泉門からスーパー大津交差点までの整備を行っております。今年は第2期工事として、スーパー大津の交差点からバスターミナルの入口までの延長140メートルの整備を行いたいと思います。整備の内容につきましては、半たわみ舗装を施しながら、視覚効果により車道を狭め、歩道を拡張し、さらに植樹をすることによって速度抑制効果も期待できる安全で快適な整備を行います。また、関係者等々と協議して入れられるところは、一つの意匠として、黒壁、木造ですけれども、木造の塀の設置も同時にしてまいりたいと思っております。

これらの2億4,000万円の予算については、本町駐車場跡地の第2期工事も含まれており、内容としましては、園路、要するにそこの公園の石による舗装や、手洗乃湯とベンチを設置、8種類の高木の植栽などを予定しております。具体的に言いますと、モミジを主体に、また、春はムラサキツツジといいますか、ヤシオツツジといいますか、そのようなものも咲く公園

にしてまいりたいと思っております。

また、天狗山レストハウスの建て替えにつきましては、令和7年12月の竣工開業を目指して、既に基本設計に入っております。既設のレストハウスA棟とB棟、さらに管理棟を取り壊し、新しい建物については、パルスゴンドラを起点として、床面積を約40%縮小したコンパクトで華やかさを兼ね備えるものとして、通年営業を行える多様性を持った建物にしたいと考えております。40%減少しますけれども、屋外のデッキもかなり今度は新たに設置をいたしますから、そんな極端に客数が減るわけではないということをご理解していただきたいと思います。

スケジュールといったしましては、令和6年6月頃からB棟の解体を始め、同年10月頃には、債務負担を組みながら新設建物の基礎工事に入っていく計画としています。また、A棟については、令和6年度の冬期営業を終了した後、令和7年5月頃からの解体を考えております。いずれにいたしましても、大変時間軸の少ない工程となっておりますが、完成に向けて、銳意努力をしてまいる所存であります。

4点目の歳入についてであります、全国の自治体が人口減少、経済の低迷にあえいでいる中、町税について個人及び法人共に增收を見通した計上となっていることについて、町の現状、そして未来への展望を聞かせてほしいとのことです。

令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症関連の影響により低迷していた町税に係る収納率は、令和4年度決算において、現年課税分及び滞納繰越分共に上昇し、コロナ禍前である令和元年度と同水準まで回復していることから、当該感染症による税収への影響は極めて僅少であることに加え、令和5年からはインバウンド需要も増加傾向にあるため、当町観光産業にとっては追い風となっている印象を持っております。この財政シミュレーションについては、総務観光常任委員会、民教土木常任委員会で、なぜこういう財政になってきたかを、その根拠を含めて、皆様方にお示しをして、あえて財政力指数を下げる手法を取つてまいりましたが、それは大変難しい論理でありますけれども、それを皆様方に説明をしたいと考えております。

また、入湯客数の推移では、令和6年1月末申告分で、前年同期の比較として約8%増であることや、個人町民税では、令和5年度課税所得ベースで、コロナ禍前を超える伸びがあることなどから、町税全体としては対前年比3.5%増の予算を計上しております。

しかし、現状から税収への期待感が高まる一方、依然として続く資材費や材料費、生活必需品などの物価高騰問題などの経済的な負担増は、納税者に与える影響として特に懸念され

るため、引き続き経済活力の維持と向上に各種の対策を進めていくものでございます。

草津町の税収の一番多いのは固定資産税です。固定資産税というのは、景気の悪い、良いに左右されないものであります。一番反映されるのが、お客様が入って税収が増えるというのは、法人・町民税になるわけでありますけれども、ただ税法の論理から、ここで利益が仮に出たとしても、コロナ禍で赤字があれば、5年間それは相殺されるということになりますので、法人・町民税が直ちに連動して増えてくるという理論はなかなか難しい。長いスパンで見れば、必ず法人・町民税にも、草津町の事業所の所得が上がれば、反映して来ることになろうかと思っております。

また、入湯客の推移でありますと、令和6年1月末申告分で前年比に対して8%増とあることや、個人・法人町民税は、令和5年度課税所得ベースで、コロナ禍を超える伸びがあることなどから、町税全体としては3.5%の予算を計上しております。

しかし、現状から税収の期待感が深まる一方、依然として続く材料費やこれらのものが上がったときに、さらに影響が出るものと懸念をされております。

私の施策としては元気のまちづくりとするということで、この草津町で営業を営む法人・個人を問わず、それが活性化をして、時間のタイムラグはありますけれども、必ず利益が出る体質になれば、町税も上がってくるという理論になりますけれども、これは直ちに法人税や個人所得もそうですけれども、一定のタイムラグがあります。そういう中で、先を見た取組でありますけれども、必ず先にはそういうものが税収として反映されてくるものと思っております。

次に、商工費の減額と大型イベントの再開についてであります。

5点目の質問として、商工費について、前年度予算の約8億円から4億9,000万円となり、約40%減額されているとのご指摘でありますと、これを額にしますと3億1,000万円の減となります。その理由といたしましては、令和5年度予算には千客万来事業会計へプラスゴンドラ建設費負担分として、一般会計から3億1,500万円を繰り出しております。この分を差し引きますと、微増ながらも商工費においては実質上増額となっていますことを申し添えておきたいと思います。

やはり財政の運営のテクニックというか、その運営については、例えばふるさと納税は一般会計で受けられます。そして、その使い道については、観光施策、また町長に一任するという中で70%近くになります。そういう中、一般会計から千客万来事業会計に入れて会計をしますので、年度によっては金額が大きくなる、年度によっては少なくなるということであ

りますので、実質的にはそれほど変わらないということあります。

それから、イベント費についての再開についてでありますけれども、たしかにこのイベントについては、大変いろいろな考え方あると思いますが、具体的にお示ししているツールド・草津につきましては、ご存じのとおり白根山のレベルが2に上がったこと、今現在1でありますけれども、今現在でも駐車場については開放をあまりしておりません。

やはり学者の先生の言い分を聞きますと、同じレベル1であっても、はるか前のレベル1と状況の違うレベル1であるということで、私としては、その災対法を発動する町長としては、慎重に対応していかなければならないということで、このツールド・草津をやりますと、多くのライダーが集まりまして、大変華やかで、このイベントというのは大変珍しいんですけども、どちらかというと利益まで出るイベントになりますけれども、これを直ちに実行するのは難しいということあります。

また、熱湯マラソンの問題もありますけれども、私も、昨年度予算では、熱湯マラソンをやるつもりでいたんですが、関係者のほうから私に会いたいという話がございまして、やりたいのはやまやまなんですけれども、つまりスタッフが集まらなくてできないという問題が出ております。

以前は、私が就任した当時に様々なイベントがありました。ツーデーウォークとかいろんなイベントあったんですけども、大変多くの人出を必要として、言い方変えますとイベント疲れという言葉があります。イベントするために人を集めなきやならない。それが年がら年中やることによって、今度は自分の生業に影響が出るというものがありますので、なかなかこれらの問題考えますと、イベントを今までのよう繼續していくことが難しくなってきてると思います。

例えば光を当てたろうそくを光泉寺の階段にキャンドルサービス、大変私はすばらしいイベントだと思っているんですが、あれをやるには相当数の人手が必要とされるということで、今なかなかできないものでありますので、どうかイベントについては、ご理解をしていただきたいと思います。

今後そういうイベントを行いたい人たちとの協議をしながら、人手不足も含めた中で、できるというならば町は予算をつける決意を持っています。ただし、ツールド・草津については、今白根山の問題等がありますので、なかなかここでやりますということはできませんけれども、ほかのイベントについて、やりたいという意向があるならば、それは判断をしてまいりたいと思います。どうかそのようにご理解をしていただきたいと思います。

具体的には、施政方針の中で詳細を述べましたが、観光対策を中心とした対策としては、観光協会への宣伝委託費をはじめ、草津町商工会への補助金、さらには、観光協会、旅館協同組合、商工会に対して、誘客推進対策事業費と経済対策復興補助金、そして、湯畠＆イルミネーション事業補助金と、併せて約1億700万円の予算計上もしておりますのが事実であります。

このほかにも、各種イベントやメディアへの積極的な働きかけを行う経費については計上をいたしておりますが、これらの措置についても、他の自治体にはない、非常に重要施策に重点を置いた手厚い事業であることをご理解していただきたいと思います。

財政を勉強する中で、経常経費というのが草津町は非常に高くなっています。これはなぜかと言うと、観光施策に対して恒常的に出すと。恒常的に出す経費は経常経費として見されますから、草津町の経常経費比率が高いというのはそういうところにあるわけですが、数値を気にせず、業界が活性するならば、その行政の数値が悪化しても、それは町長としては政策上やっていくつもりでございます。

最後になりますかね、千客万来事業会計についてであります。

この会計のほとんどの収入は、指定管理事業における施設使用料となっております。したがいまして、指定管理先の経営基盤の安定性が求められることから、一つの決断として、コロナ禍で収益が減収となり疲弊した株式会社草津観光公社の経営を立て直すべく、令和3年12月に、自らこの会社の代表取締役に就任をし、約2年間行政と観光公社の両方の町長としてかじ取りを行ってまいりました。この間、ランニングコストを徹底的に削減し、収益につながる投資は大胆に行ってきたつもりであります。私の経営理念を実践したことにより、観光公社の売上は黒字化に転じ、千客万来事業会計の財政計画が図れ、今回、天狗山レストハウスの建て替えにつなげられたものと考えております。

安齋議員はまだ議員数2期ですが、私が就任した当時の千客万来事業会計、累積赤字34億円ですよ。そして、観光公社が毎年3,000万から5,000万の赤字を出す。放置するとそれが加速しているということで、私はこの壇に立ち、私の政治生命をかけて立て直すという明言をしました。議会の皆さん大変心配してくれまして、あの会社どうやっても立ち直るはずがない、そんなこと言うと町長の就任したばかりだし、町長の責任になるから言うなという話もありがたい話でいただいたんですが、立て直さない限り草津町も駄目になると。公社も駄目になるということで、大胆な改革をしてまいりました。

赤字部門をスパッとやめて、ベルツの保育園に変えましたし、ましてや、大滝乃湯も大変

利益は出ていたんですけども、4割落ちても利益が出ていた。それをさらに大型投資3億円投じて、一気にバブル期を超える入込みに増やしてきた。同じように西の河原公園も整備して、それが売上として後世につながって、一気にたしか2年半ぐらいで、延々と赤字だった会社が黒字化したということあります。

また銀行団から借り入れもあったことから、銀行団からの要請で、債務超過なんですね。自己資本比率がマイナスのたしか24%だった。これ何とかしてもらわないと我々が困りますということで行ったのが、前の議員さんたちには申し上げましたが、デット・デット・スワップという、全国でも例のない手法を取り、そして、バランスシートを改善してきたということあります。

また、今回のコロナ禍の中では、仕上がった数字は議会の皆さんにお示しましたが、実際は令和2年、3年でトータルで6億の赤字を出しました。めちゃくちゃです。だからこそこれを立て直すために、瞬間に、2年間ですけれども、私が社長になり、その改革を進めて、そして議会の同意を得て、3億円の切り捨てと3億円のデッド・デッド・スワップ、俗に言う劣後ローンという意味ですけれども、独特な手法を取り入れて、その再生をしてまいりました。

こういうものをしてきたからこそ、今の観光公社があるものと理解して欲しいと思います。観光公社の経営を健全化しなければ、草津町は大家店子の関係ですから、草津町まで駄目になるという強い危機感の下で事業再生をしてきたということを、ぜひとも理解をしていただきたいと思います。

そして、ある議員さんが、ようやくここまでこの会計が来た。つまりレストハウスを建て替えるまで財政改革が進んだという裏返しです。金がなければできない。それが今は、財政改革をして、それを十数億の投資をしようという、昔なんて何気違い言っているんだと笑われたかもしれないですけれども、今はそれができるところまで財政改革、千客万来の改革、公社の改革を進めてきたということをご理解していただきたいと思います。

ぶるわけじゃないですけれども、この難しいやりとりのかじ取りは私じゃなきやできなかつたと判断しております。そのくらいの自負を持って、もし失敗すれば全責任は私が負うという決意で、この公社の立て直し、千客万来事業会計の会計の立て直しをしてきたつもりでございます。その改革があったからこそ、このレストハウスの建て替えまで踏み込めるようになってきたということをご理解していただきたいと思います。

答弁書から少し離れたことを申しましたが、私のこの公社にかける決意と財政改革の決意

をご理解いただければと思います。

以上答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） 安齋議員よろしいですか。

○2番（安齋 努君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、当初予算に係る総括質問を終わらせていただきます。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第32号につきましては人事案件であります。議案の付託に先立ち、本日審議したいがこれに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号につきましては、本日審議することに決定いたしました。

議案第32号 草津町副町長の選任に関する同意について、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、議案第32号 草津町副町長の選任に関する同意について申し上げます。

選任しようとする者、住所、草津町大字草津23番地の50、氏名、福田隆次君であります。

再任ということで、またよろしくお願ひしたいと思います。

提案をいたします。ご同意いただけますようお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたが、福田隆次君の一身上に関する案件でありますので、福田隆次君の退席を求めます。

〔福田隆次君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長の氏名の提案がありましたので、質疑を願います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第32号 草津町副町長の選任に関する同意については、ただいま町長から提案のあった福田隆次君に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり福田隆次氏に同意することに決定をいたしました。

福田隆次君の入場を認めます。

〔福田隆次君 復席〕

○議長（宮崎謹一君） 福田隆次君に申し上げます。

ただいま、草津町副町長に選任されたことを告知いたします。

◎議案第1号～議案第31号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第1号から議案第31号までについては、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 温泉高度利用許可について、報告願います。

温泉課長、報告願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第1号について朗読、説明をさせていただきます。

報告第1号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同上第4項の規定により報告する。

令和6年3月4日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。東京都千代田区神田町鍛冶町3-3-9、株式会社ビー・シー・エル、代表取締役伊藤静香。

業種、旅館。

源泉名、万代鉱。

浴槽面積、新が6.82平方メートル、旧が3.41平方メートル。

給湯量、10リットル毎分となります。

施設名ですが、湯音の森。

内容ですが、浴槽増設のためとなります。

以上報告とさせていただきます。お願いいいたします。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。2月21日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における審議等の審査につきまして、よろしくお願いいいたします。

これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時41分

令和 6 年 3 月 12 日 (火曜日)

(第 2 号)

令和6年第2回草津町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年3月12日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告
 - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第1号から議案第3号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第4号から議案第6号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第7号・議案第8号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第9号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第10号から議案第12号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第13号・議案第14号 質疑・討論・採決
- 第 10 議案第15号・議案第16号 質疑・討論・採決
- 第 11 議案第17号 質疑・討論・採決
- 第 12 議案第18号から議案第20号 質疑・討論・採決
- 第 13 議案第21号・議案第22号 質疑・討論・採決
- 第 14 議案第23号・議案第24号 質疑・討論・採決
- 第 15 議案第25号 質疑・討論・採決
- 第 16 議案第26号から議案第28号 質疑・討論・採決
- 第 17 議案第29号・議案第30号 質疑・討論・採決
- 第 18 議案第31号 質疑・討論・採決
- 第 19 陳情書に係る委員長報告
 - 民教土木常任委員長
- 第 20 追加議案上程
 - 発議第1号 質疑・討論・採決
 - 発議第2号 質疑・討論・採決

第21 議員派遣の件

第22 付託議案外にかかる委員長報告

　　総務観光常任委員長・民教土木常任委員長・議会運営委員長

　　温泉温水対策特別委員長

第23 一般質問

第24 閉議

第25 閉会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	直 井 新 吾 君	2番	安 齋 努 君
3番	有 坂 太 宏 君	4番	市 川 祥 史 君
5番	安 井 尚 弘 君	6番	小 林 純 一 君
7番	金 丸 勝 利 君	8番	上 坂 国 由 君
9番	湯 本 晃 久 君	10番	黒 岩 卓 君
11番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
企画創造課長	田 中 浩 君	税 務 課 長	熊 川 一 記 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
健康推進課長	和 田 修 君	福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君	生活環境課長	宮 崎 雄 一 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君	上下水道課長	岡 田 薫 君
こどもみらい 課 長	高 井 洋 一 君	温 泉 課 長	関 亘 君

教育委員会
事務局長 白鳥正和君 ベルツこども
園長 橋爪保君

福祉課
課長補佐 越前谷学君 総務課主査 清水聰之君

総務課主任 今平一真君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩原健司 議会書記 新田美幸

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第2回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 草津町基金条例の制定について。

本議案につきましては、草津町における複数の基金条例が設置されている中、それぞれの条例によって運用方法の条件や管理の方法が異なるため、これらをまとめ、統一性を持たせ、より円滑かつ有効的な管理を行っていくために、新たな基金条例を制定しようとするものである旨、当局より説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第2号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当について、地方自治法の改正によって令和6年度より支給が可能となったことから、処遇改善及び今後の人材確保等を図っていくため、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、各会計年度任用職員に対してどのように影響するのかなどの質問があり、当

局からは、一般職員同様に、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給可能となる旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第3号 小学校施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止について。

本議案につきましては、本委員会に付託された議案第1号の基金条例の制定に関わるものであり、この小学校施設整備基金については条例の規定において、財産を維持するという目的の所在地について、旧草津町公民館の場所を指定していることから、現状の実態に合わせ、本基金に係る条例を廃止しようとするものであります。

委員から、旧公民館跡地の管理の現状などについての質問があり、当局からは、町有地として適正に管理している旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第6号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、群馬県と草津町との協調で実施している小口資金融資制度において、借換え制度及び借換え条件の緩和措置並びに融資期間の延長措置について、群馬県が現行の令和6年3月末までの申込み期限を1年間延長し、令和7年3月末までとするため、当町においても同様の改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第9号 令和6年度草津町一般会計予算について。

令和6年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において45億4,884万7,000円を計上するものであります。

歳入の主なものにつきましては、1款町税で17億5,904万6,000円、7款地方消費税交付金で1億7,419万円、11款地方交付税で8億円、18款寄附金のうち草津よいとこ元気基金寄附金6億円、19款繰入金では、草津よいとこ元気基金から4億6,000万円、財政調整基金からの繰入れで3億4,700万円、22款町債において土木債や臨時財政対策債等で9,410万円などであります。

歳出では、当委員会の担当項目といたしまして、26億7,090万1,000円を計上するものであります。

歳出のうち主な事業といたしまして、1款議会費において、議会運営事業及び議会活動事業として7,665万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費、一般行政人件費として1億6,582

万2,000円、区長等の報償費など町内行政区管理事業として936万7,000円。3目会計管理費における事務費等として337万2,000円。4目財産管理費で、町有財産管理事業として1,480万3,000円。5目企画費で、情報化推進対策等の事務費として6,907万2,000円。11目ふるさと納税事業費で寄附の積立金などで6億8,476万5,000円。

6款農林水産業費では、それぞれ振興事業等で2,925万3,000円。

7款商工費においては、商工業振興費のうち町内事業者振興事業として、くさつ温泉感謝券の経費として2億3,984万1,000円。誘客宣伝事業として観光協会宣伝委託等で1億76万5,000円。

3目観光施設管理費では、指定管理等の経費として3,435万4,000円。

8款土木費、4項都市計画費のうち、本町駐車場跡地の緑地整備事業、中央通り整備事業、バスター・ミナル乗降場の整備事業や湯畠広場整備事業、さらに街なみ環境整備としての修景助成事業等を含めて2億6,819万7,000円。

9款消防費では、吾妻広域消防費負担金として1億6,501万7,000円。そのほかに非常備消防、災害対策経費として5,485万6,000円。

11款公債費における元利償還については、2億9,384万1,000円の計上となっております。

委員会の予算審議では、歳入において各委員から、入湯税における増額要因や自然環境交付金の使途についてなどの質問があり、当局からはその内訳や根拠などについて詳細な説明を受けました。

歳出においては、総務費関係で、草津町公式LINEアカウントサポートの概要やホームページのリニューアルなどの情報化に関する質問が活発にされたほか、農林水産業費関係では、有害鳥獣対策における質問がなされました。また、商工費関係では観光客目線に立った湯畠における喫煙所の設置場所等に関して、その必要性に関する要望や質問があり、さらに公園工事費の内容などについて質問があり、当局から詳細な説明がありました。

そのほかに、各委員からは町民目線に立った質問や、町の安全面や活性化に対する意見が積極的になされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第16号 令和6年度草津町千客万来事業会計予算について。

本議案は、令和6年度の千客万来事業を執行するための収益的勘定と、起債償還や建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。収益的収入の主なものは、指定管理者からの使用料収益に加え、携帯アンテナ基地局の設置料、また西の河原駐車場等の土地の

使用料等であり、総額で3億6,411万1,000円の計上であります。

収益的支出の主なものとしては、職員の人事費、事務管理に要する経費、国有林の借地料、減価償却及び資産減耗費、消費税、企業債利息、一般会計への繰出金等であり、総額で2億6,958万1,000円の計上であります。収益から支出を差し引いた当年度の利益は9,453万円となっております。

資本的収入では、天狗山レストハウスの建て替えに伴う補助金、株式会社草津観光公社への長期貸付金の返還金として1億2,710万2,000円を計上、資本的支出においては、将来を見据えた投資につながる天狗山レストハウス建て替えに伴う費用等の建設改良費として、企業債の償還や他会計借入金の償還金等で3億6,121万円の計上となっております。

委員からは、建て替えを行う天狗山レストハウスにおいて、補助金の内容やテラス席の仕様などの質問があり、当局からは資料を用いて建物の大きさや配置、工事のスケジュール等、詳細な説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第17号 令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）（担当項目）。

令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において5,165万1,000円を増額しようとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、1款町税で、町民税の個人・法人における滞納繰越分の時点による実績で228万2,000円の増額。

11款地方交付税のうち、普通交付税において3,884万6,000円の増額。

16款県支出金のうち、総務費県補助金について、群馬県移住支援金事業費県補助金について、事業実績により225万円の減額。

18款寄附金のうち、都市計画費寄附金として481万2,000円の増額。

19款繰入金では、草津よいと元気基金において681万2,000円の増額。

21款諸収入、延滞金について、時点による実績として466万8,000円の増額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として7,543万8,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、1款議会費で、活動費の実績額に基づいて162万2,000円の減額。

2款総務費で、1目一般管理費の吾妻広域一般経費負担金が119万1,000円の増額。5目企画費で移住支援事業や、9目姉妹都市交流事業における実績額に伴う各経費において625万

9,000円の減額。その他には、12目財政調整基金費への積立てとして9,917万9,000円の増額。

第7款商工費のうち、商工業振興費の報償費において、くさつ温泉感謝券事業の実績見込みによって1,041万2,000円の増額。そのほか、観光総務費においてイベント事業の中止などにより460万円の減額。

8款土木費、都市計画費では、国庫補助事業による社会资本整備総合交付金事業における事業実績等を反映させ、2,901万8,000円の減額となっております。

以上、主に各事務事業の実績数値による補正であるため、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第24号 令和5年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）。

本議案は、主に令和5年度の決算に向けての計数整理による補正となっております。千客万来事業収益では3,577万9,000円を減額し、総額を3億4,958万4,000円とするものであります。

まず、営業収益で、指定管理者との修繕協定による建て替え分を施設使用料から差し引いた減収分等4,150万8,000円の減額を行い、営業外収益においては消費税の還付等により572万9,000円の増額が計上されています。

また、千客万来事業費用においては287万7,000円を減額し、総額で1億8,296万1,000円とするものとなっています。

補正内容は、営業費用において国有林野の借地料等の減額によるものとなっています。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第29号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村公平委員会における共同設置規約の改正を行おうとするものであり、負担金の算出方法の見直し、団体負担金の新設及び共同設置する団体に令和6年4月1日から富岡市、榛東村が加入するための協議を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第30号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更について。

本議案は、吾妻広域町村圏振興整備組合の事務局の設置場所が、現在の中之条町のバックス文化ホールにおける長期的な改修工事があるとの理由から、同組合の事務局を同町内の旧農業共済事務所に移転するため、規約の一部改正を行いたいとする内容であります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第31号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図ることを目的とし、個人住民税における雑損控除の特別措置について、改正地方税法等に対応するための条例整備であります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

それでは、令和6年第2回定例会民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日、令和6年3月7日木曜日でございます。草津町役場第1委員会室、委員全員の参加で行われました。

令和6年度第2回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第4号 草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、ベルツこども園保育料につきまして、現行の3歳以上児の保育料無償に加えて、草津町独自に未満児についても無償とするための利用者負担に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第5号 草津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本議案は、3年に一度の介護保険事業計画の見直しにより、介護保険料の有効期間と保険料率の改定を行うとともに、現行の保険料率について標準9段階から13段階に細分化するとともに、介護保険料の減額賦課に係る規定の改正をしようとするものであります。

委員からは、低所得者層における保険料についての質疑がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第7号 草津町道路占用条例の一部を改正する条例について。

本議案は、道路法施行令の額に準じて定められている草津町の道路占用料単価について、同施行令が固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映するために改正施行されたことから、草津町道路占用条例の一部を改正し、内容を変更するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第8号 草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の改正により、道路占用料との均衡性を鑑み、草津町公共物等に関する条例の一部を改正するものであります。

委員から「公共物とは何か」との質問があり、当局から法律の適用を受けない「赤道などの道路」や「水路に使用されている土地」、いわゆる「法定外公共物のこと」であるとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第9号 令和6年度草津町一般会計予算（担当項目）でございます。

令和6年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において5億72万2,000円であり、主なものは地方譲与税2,122万5,000円、使用料及び手数料5,984万7,000円、国庫支出金1億6,101万5,000円、県支出金1億2,932万3,000円、諸収入5,769万7,000円であります。

使用料及び手数料では、住宅使用料で3,844万2,000円、廃棄物処理手数料では1,500万円。国庫支出金では、障害者自立支援給付費国庫負担金7,237万5,000円、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金128万5,000円、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金217万7,000円。

県支出金では、保険基盤安定負担金で4,588万6,000円、障害者自立支援給付費県負担金3,618万7,000円、福祉医療費県補助金2,335万1,000円、群馬県地域自殺対策強化事業費県補助金261万6,000円。

諸収入では、西部火葬場運営費受託金収入2,275万2,000円の計上となっております。

次に、歳出における当委員会の担当項目につきましては、23億7,866万8,000円であり、前年度対比7,227万3,000円減額の歳出予算となっております。

歳出の各款における主な事業といたしましては、民生費では社会福祉費では国民健康保険特別会計繰出金として5,196万5,000円、後期高齢者広域連合負担金で1億442万2,000円、福祉医療費給付事業4,930万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金3,589万6,000円、障害者自立支援事業1億4,942万9,000円、地域生活支援事業1,355万4,000円、児童福祉費では児童手当給付事業7,362万4,000円、ベルツこども園費4,340万2,000円、老人福祉費で町内巡回バス事業3,449万6,000円、介護保険特別会計繰出金9,589万5,000円の計上となっております。

衛生費では、保健衛生総務費で西吾妻衛生施設組合負担金2,274万5,000円、予防費で帯状疱疹予防接種費用助成事業106万円、母子保健費で出産・子育て応援交付金事業335万5,000

円、健康増進費で地域自殺対策強化事業516万5,000円、西部火葬場運営事業2,941万8,000円、医療対策事業では、西吾妻福祉病院組合負担金、中之条病院負担金で8,057万8,000円の計上となっております。

清掃費では、清掃総務費で衛生総務事務費の吾妻環境施設組合負担金で1,012万8,000円、クリーンセンター運営事業の焼却施設維持整備工事等で7,697万円、一般廃棄物収集運搬処分委託等で1億9,354万9,000円の計上となっております。

土木費では、土木管理費で町内建物耐震対策事業2,777万6,000円、空き家対策事業では、空き家除却補助金500万円。

道路橋梁費では、道路橋梁維持費で町道管理事業、土木作業車整備事業、道路除雪事業、外灯整備事業での防犯灯・街路灯電気料補助金、橋梁管理事業での国庫補助金を活用したトンネル漏水補修工事などにより7,951万5,000円。

道路新設改良費では、国庫補助金を活用した町道の拡幅工事や、町単独での町道改修等工事4,953万4,000円、住宅関連では、住宅管理費において、町営本白根住宅及び中島住宅の建物及び各部屋の維持管理費及び修繕費として1,606万5,000円。

賃貸住宅管理費において、前原ハイツの建物及び各部屋の維持管理費及び修繕費として746万6,000円の計上となっております。

教育費では、学校教育関係で、小学校費及び中学校費として9,526万9,000円、中学生姉妹都市交流事業538万4,000円、子育て支援の関連予算として、高校生等就学費補助事業605万円、児童生徒の学校給食費無償化分として1,854万3,000円、社会教育関係では、群馬草津国際音楽協会への補助金2,714万円、葉山交流事業299万8,000円、体育施設指定管理委託料として3,080万1,000円の計上となっております。

委員からは、地域生活支援事業の内容や教員住宅の入居状況などの質問があり、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第10号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、被保険者数減少の影響により保険給付費が減額となり、前年度より2,087万5,000円減額の7億7,335万2,000円の予算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億5,743万7,000円、県支出金では給付に係る費用が全額交付されることから、特別交付金と合わせ5億3,458万7,000円、繰入金においては一般会計繰入金で5,196万5,000円、保険税軽減対策として基金繰入金で1,975万8,000円の計上

が主なものとなっております。

歳出の主なものは保険給付費で、療養に係る給付費 5 億5,308万円、国民健康保険事業納付金においては、県への納付金として 2 億117万8,000円、保健事業費では特定健診事業、人間ドック助成金として1,105万3,000円が計上となっております。

委員からは、加入世帯数や被保険者数、保険税軽減を受けられている世帯数などについての質問がありました。また説明もありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第11号 令和6年度草津町介護保険特別会計予算であります。

本特別会計予算につきましては、前年度と比較して2,637万2,000円の減額の 5 億8,013万8,000円の予算となっております。

歳入の主なものは、保険料で保険料率等の改定により前年度比較1,180万8,000円増額の9,681万9,000円の計上、保険給付費の減額により財源である国・県支出金、支払基金交付金、繰入金が減額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で令和5年度実績と6年度の見込み等から3,067万6,000円減の 4 億8,117万4,000円の計上、介護予防関連の地域支援事業費で地域包括支援センター運営事業や生活支援体制整備事業等に5,494万円の計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第12号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本特別会計予算につきましては、前年度より1,271万6,000円増額の 1 億4,574万7,000円の予算となっております。

歳入においては、後期高齢者医療保険料で対象者の増加を見込み 1 億387万9,000円、繰入金では一般会計繰入金3,589万6,000円が主なものとなっており、受託事業収入において486万2,000円、歳出においては保健事業費で特定健診事業、人間ドック助成金549万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金において 1 億3,740万7,000円が主なものになっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 令和6年度草津町公共下水道事業特別会計予算でございます。

本特別会計予算につきましては、令和6年度公共下水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算でございます。

初めに、事業収益の総額は 3 億3,578万3,000円となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料で 2 億1,693万4,000円であります。

続いて、事業費用の総額は3億3,184万9,000円で、支出の主なものは、管渠も含めた下水道各施設の維持管理及び処理場の運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、下水処理場再構築事業第2期工事に係る公共下水道事業債で6億8,180万円、国庫補助金、社会資本整備総合交付金で7億9,315万円の計上となっており、総額は14億7,495万1,000円の計上であります。

続いて、資本的支出では、下水処理場再構築事業第2期工事の沈砂池ポンプ棟建設工事、水処理施設建築土木工事、水処理施設機械電気工事で14億6,700万円の計上と現有施設の維持管理工事及び企業債の償還などで、総額は15億5,308万8,000円の計上となっております。

委員からは、処理場費・委託料の増額内容について質疑があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第14号 令和6年度草津町水道事業会計予算でございます。

本特別会計予算につきましては、令和6年度水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

初めに、事業収益の総額は2億4,712万4,000円となっております。

収入の主なものは、水道使用料2億1,607万3,000円で前年に比べ275万8,000円の増額であります。

続いて、事業費用の総額は2億1,320万7,000円で、前年より597万3,000円の増額で、支出の主なものは水源及び配水の安定供給のための各水道施設の維持管理・修繕・運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、加入者負担金50万円の計上であります。

続いて、資本的支出の総額は2億733万7,000円で、前年に比べ9,370万1,000円の増額となっております。

主な事業は、町内の老朽管の継続的な布設替え工事5件、水道施設整備1件及び水源施設で第8接合井更新工事を行うものでございます。

委員からは、吾妻郡水道協会の上水道及び簡易水道の会費統一について質疑があり、当局から内容説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第17号 令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）（担当項目）でございます。

令和5年度草津町一般会計補正予算（第7次）のうち、当委員会の担当項目につきまして

は、歳入では899万7,000円を増額するものであります。

主なものは、分担金及び負担金では、児童福祉費負担金で保育料負担金として180万円の増額。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金で137万3,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金で295万5,000円の増額。

県支出金では、国道292号の融雪急破修理に要した費用の県からの追加委託金として860万円の増額。

繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金298万1,000円の増額となっております。

歳出では、1,479万円を減額するもので、主なものは民生費では、社会福祉費の住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金事業で、事業確定により664万9,000円の減額、福祉医療費の福祉医療費給付事業で372万3,000円の減額。

児童福祉費の子育て世帯生活支援給付金事業で、給付金額の確定等により137万6,000円の増額となっております。

衛生費では、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業で104万円の増額。

土木費では、道路橋梁維持費において、草津道路の除雪の追加と町内除雪委託費の年度末までの支払額を見込んで1,500万円の増額。県との国道融雪管理委託において急破処理に要した委託費として860万円の増額。

教育費では、小中学校費や社会体育施設費において、施設改修工事費の確定や電気料の減額など、合わせて998万7,000円の減額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第18号 令和5年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）でございます。

本特別会計補正予算につきましては、保険給付費の精算に伴い、歳入においては諸収入で456万8,000円の増額、歳出において諸支出金で456万8,000円の増額とするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第19号 令和5年度草津町介護保険特別会計補正予算（第3次）であります。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,443万5,000円を減額し、総額を5億7,205万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金において781万9,000円の減額。

歳出につきましては、保険給付費で実績に伴い5,258万8,000円の減額、地域支援事業費については、介護予防事業の実績確定により85万7,000円を減額するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第20号 令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）でございます。

本特別会計補正予算につきましては、歳入において後期高齢者医療保険料で319万2,000円の増額、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金で319万2,000円の増額をしようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第21号 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2次）でございます。

本特別会計予算につきましては、令和5年度の下水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業費用において、汚泥処理に伴う光熱水費24万円及び薬品費で80万6,000円の増額、動力費の電力単価値下げによる実績で654万6,000円の減額などで、総額を2億5,065万1,000円とするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第22号 令和5年度草津町水道事業会計補正予算（第2次）でございます。

本特別会計予算につきましては、令和5年度水道事業会計における決算に向けた補正予算でございます。

事業費用においては、人勧増額に対する各法定福利費の増額はありますが、電力単価値下げによる実績に伴い光熱費及び動力費の合計で160万円を減額し、総額を2億919万3,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては、加入者負担金で438万5,000円を増額し、総額を688万6,000円にしようとするものであります。

加入者負担金についての質問と説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第25号 建設工事事業委託に関する協定の締結についてでございます。

本議案は、下水処理場再構築事業第2期工事において、現在工事中の沈砂池ポンプ棟建設工事以外の水処理施設建築土木工事、沈砂池ポンプ棟及び水処理施設の機械設備工事、電気設備工事の第2期工事全体を今回3年間の協定にて締結し、事業を進めていくものです。

令和5年度での締結には、国庫補助金の補正予算において、令和5年12月に交付金内定通知を受けたことに伴う協定締結になります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年3月4日開催の第2回定例議会において、当委員会に付託されました議案についてまして、11日午前10時から委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第15号 令和6年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

本議案は、令和6年度の温泉温水供給事業執行の収益的収入及び支出、並びに建設的投資及び改良工事などに係る資本的収入及び支出の予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益で5億2,050万3,000円を計上し、前年度に比べ約7.84%、3,784万3,000円の増収予算であります。

営業収入の主なものは、温泉及び温水の給湯収益であり、温泉給湯収益につきましては、前年度に比べ1,200万円増収の1億8,000万円を、温水給湯収益につきましては、前年度に比べ2,000万円増収の1億8,600万円をそれぞれ計上しております。実績からの推計結果による計上でございます。

営業外収益の長期前受金戻入では、前年度に比べ288万円増収の6,970万1,000円の計上をしております。

収益的支出につきましては、事業費用で5億1,456万2,000円を計上し、前年度に比べ約9.66%、4,532万2,000円の増額予算であります。

主なものは、温泉施設費の修繕費で、共同浴場の混合水栓工事や玄関扉工事、また湯畠湯樋開き止笠木交換工事などで4,095万8,000円、受水費では実績に伴い1,772万1,000円増額の4,747万1,000円を計上。

温水施設費では、修繕費で給湯・配湯管修理など、施設修繕・漏湯修理など1,354万8,000円、委託料で計装設備システム保守や検針業務などで1,557万2,000円、受水費では実績に伴い1,772万1,000円増額の4,747万1,000円を計上。

総係費では、委託料でシステムの保守、湯の花採取など249万6,000円を計上。

資料館管理費では、施設の保安点検のほか、バスター・ミナル看板格子点検などで225万1,000円を計上しております。

次に、資本的収入につきましては、温泉・温水給湯分担金や一般会計及び千客万来事業会計からの償還金など1,066万1,000円の予算計上のほか、草津温泉バスター・ミナルエレベーター整備工事のインバウンド受入環境整備高度化事業の補助金として3,660万円が計上されております。

資本的支出につきましては2億6,020万5,000円を計上し、前年度に比べ約21.02%、4,519万1,000円の増額予算であります。

主な事業といたしましては、新規建設費、草津温泉バスター・ミナルエレベーター整備工事で1億1,570万円、第一配湯所資材倉庫新築工事で2,000万円の計上、改良工事費の工事請負費で、老朽化が進行している温泉・温水管の布設替え工事、また継続工事に加えて、他課でも工事を予定している箇所での同時施工に努めるとともに、毎年実施しております熱交換器、各動力設備の整備費用など9,230万円の計上がされております。

本会計は、草津温泉の最も重要な資源である温泉、温水の安定した供給を継続するための予算であり、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することいたしました。

次に、議案第23号 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第4次）でございます。

本議案は、令和5年度草津町温泉温水供給事業会計における決算に向けての補正予算であります。

収益的収入におきましては、事業収益、温泉使用量におきまして、実績を基に500万円を増額し、総額4億9,666万円にしようとするものです。

収益的支出におきましては、事業費用の営業費用におきまして、温泉施設費で万代鉱源泉復旧対策工事に係る工事などで、備消品費18万5,000円の増額、動力費で実績を基に100万円の減額、受水費で実績を基に330万円の増額。温水施設費で、動力費で実績に基づき200万円の減額、受水費で実績を基に330万円の増額となっております。

総額364万5,000円を増額し、4億8,884万5,000円としようとするものであります。

委員より、動力費の減額について質問があり、当局より国による軽減措置等によるものとの説明を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することいたしました。続いて、議案第26号温泉引用者移転許可について。

本議案は、萬中屋ペニションを所有していた田村メイコ氏から、聖泰株式会社代表取締役、

朱浩氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉（毎分15リットル）に対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第27号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、貞静学園草津研修所を所有していた学校法人貞静学園理事長、奥明子氏から、大成不動産ホールディングス株式会社代表取締役、野村昌弘氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉（毎分40リットル）に対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員から引用の目的及び事由について質問があり、条例に則した内容にするよう要望がなされ、当局からは今後そのように指導する旨の回答がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第28号 温泉引用許可事項の変更について。

本議案は、株式会社ジェイフェイス代表取締役、古館達弥氏の当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉（毎分51リットル）に対して、浴槽増設に伴う内容変更のため、許可事項の変更申請がなされたものであります。

浴槽表面積と許可湯量の関係について、当局からは浴槽面積は大きくなっているが、許可湯量の範囲内での申請であるとの説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案にかかる委員長報告を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎謹一君） 休憩前を閉じて再開いたします。

◎議案第1号～議案第3号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案に入ります。

議案第1号から議案第3号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第1号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第2号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第3号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第4号～議案第6号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第4号から議案第6号までについて一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第4号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第5号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号及び議案第8号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第7号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第8号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）次に、議案第9号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君）9番、湯本でございます。

2点、質問をさせていただきます。

まず、6ページ、そして事項別明細書では26ページとなりますけれども、臨時財政対策債についてでございます。

昨年が1億円、そして10年前は2億4,000万円という額だったものが、今回、その1億円からすると90%減、1,000万円という額になっております。

臨時財政対策債というのは、もともとでいえば、国が交付税として入れてくれるはずのものを、国が一緒に出せないので細かく分けてといいますか、この額、足らず分はこれだけ借りていいよ。これは長い間かけて、国が交付税としてちょっとずつ出してくれるよというものであるということは理解をしているんですけども。

今回これが1億から1,000万円に減ったというところについては、国がそれだけ、臨時財政対策債という借金を当てにするのではなくて、ちゃんと交付税を出してくれたということ。あるいは町がそんなに借りる必要がない状態にまで、財政状況がいいということ。この2つであれば喜ばしいことかなとは思うんですけども。

逆にといいますか、国の方で借りるのをちょっと抑えなさいというふうに言われて、町としては本当はもうちょっと借りるなり何なりしたらいいんだけれども、それができない状態にあるということなのか。ちょっとこれだけを見ますと、評価が分からぬところなので、その部分、町としてどのように受け止めておられるかをお願いいたします。

続きまして、34ページ、真ん中にございます文書法規等管理事業の中の窓口対応マニュア

ル策定業務委託ということでございます。

こちらにつきまして、昨年12月議会での今年度の第5次補正において、これの基礎調査ということで予算がついておって、それを基にして、今度、当初予算でマニュアルを作るということになっているかと思いますけれども。その昨年の補正がついたときの調査というのが、ある程度進んでいるかと思います。その中で、このマニュアル作成に対して、方向性というか、見えてきた傾向といいますか、窓口でこんなことに困っているとか、そういったことがある程度見えてきているようでしたら、その辺りをご説明いただければと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、答弁願います。

○総務課長（石坂恒久君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

予算書の6ページと、歳出のほうでは25、26ページにあると思いますけれども、臨時財政対策債の昨年からの大きな減額の理由はというご質問の内容でございます。

湯本議員のご質問にありましたとおり、この仕組みにつきましては、町長から各委員会でも説明がありますが、元利償還については基本的には基準財政需要額に組み入れられまして、後に交付税算定されるという制度の起債でございます。

対前年度比で9,000万円の減額ということで今回1,000万円を要求させていただいておりますが、当初予算ベースでは大きく減額となっておりますけれども、実際の決算ベースで申し上げますと、令和5年度の起債発行可能額が2,500万円であったということで、ここに国の令和6年度の地方財政計画で、国のはうから発行可能額が対前年度比で54.3%減になるというものが国から示されたということが経緯となってございます。これ、2,500万円にこの減少率を掛けますと約1,300万円になるというところで、発行可能額は安全を見まして当初予算の中では1,000万円を計上させていただいて、予算ベースでは9,000万円大きく減少になつたというものです。湯本議員のご質問にあるように、国税の好調さが背景にあるというふうにこちらでは承知をしております。

一応、臨時財政対策債については以上の説明になります。

もう一つが、33ページ、34ページの窓口対応マニュアルの件でございますが、これにつきましては、ご質問にあるとおり、今年度マニュアルの着手に一部手を入れているところでございます。

今、各課、全課に対してアンケート等々、対応に困るものとか、そういった内容があるかということで、1課当たり5件程度を集約したいということで、今まさに集約中の状況でござ

ざいます。

新年度につきましては、それら各課から上がってきたものをフィードバックさせていただきまして、令和7年4月には窓口対応で一括した、足並みのそろった丁寧な対応ができるような仕組みにしていきたいというふうに思っています。

一応、どんな現状かということで申し上げますと、草津町は、観光立町でございますので、他町村ともし差異があるとするならば、例えば観光に特化した質問は非常に多いですし、あと特に白根山の関係につきましては、町長のほうで災対法の所轄をしておりますけれども、この関係についても非常にほかの自治体よりは山の状況どうかといったものが多いので、こういったものを網羅したものをマニュアル化して、職員のほうで活用をしていただきたいということを新年度実施したいと思っております。

答弁は以上になります。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい、ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

○町長（黒岩信忠君） この臨時対策債は、今、課長が答弁したとおりで、また私のほうからいろいろ財政について説明しましたけれども、皆様方にお渡ししたクロス表、借金が半分近くなって、預金関係が3倍近くになっているという、あれの中には臨時財政対策債は加味していない。それはもう一旦借りるけれども、交付税として本来自治体に渡すべきものだけれども、国の財政上渡せないと。だから、そういう意味で取りあえず借りておいてくれということなものですから。この臨財債についてはクロス表には反映していないということを改めてここで申し上げておきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

ほかに。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。

86ページ、商工費、1款1目観光総務費のことについて、86ページの説明欄からお伺いします。

負担金、補助金及び交付金というところなんですが、こちらザスパ広告掲載負担金って昔からずっとやっていただいていると思うんですけども、こちら今どういう事業にこの広告というのが使われているのかを一つ。

そして、その下の段、下がっていって、海外誘客宣伝事業について、これ全体で86万3,000円なんですが、これインバウンドのことだと思うんですが、こちらの事業内容をちょっと細かく教えていただければと思います。

○議長（宮崎謹一君）　観光課長、答弁願います。

○観光課長（宮崎健司君）　それでは、上坂議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のザスパの広告の負担金700万円についてですが、これにつきましてはザスパの広告料というところでJ2のホームグラウンドにおきまして、審判側のところに泉質主義というので掲げられていますが、その広告料と、ザスパ草津チャレンジャーズの胸のところに泉質主義というところで草津温泉をPRしているというところの広告料として、合わせて700万円を計上してございます。これは昨年度と同額になっております。

2点目のインバウンドにつきましては、海外誘客宣伝事業といたしまして86万3,000円を計上しておりますが、主に18節で記載をさせていただいているように、群馬県と協調をした事業を展開しております、その負担金だとか、JNTOだとか、そういういた賛助会員費の負担を講ずるものとなってございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君）　よろしいですか。

○8番（上坂国由君）　はい。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君）　金丸議員。

○7番（金丸勝利君）　7番、金丸です。

3点ほどお伺いいたします。

まず、民生費の社会福祉総務費で、説明欄の52ページの一番上のところですか、地域子育て拠点事業、これが2,000円ということで減額になって、これは社会福祉協議会のほうですか、そこですくすくという形で行われた事業かと思うんですけども。これに代わる、町長が施政方針の中で言っていた切れ目がない子育て支援ということで、これはどこのほうに、この事業が移転して、事業の内容はどのようにになっているのかをまず1点ご質問いたします。

また、2点目として、教育費の中で、108ページの説明欄にある学校教育附帯施設管理事業で1,365万3,000円で、またこの中で修繕料として409万8,000円と、また工事請負費・維持補修費の954万8,000円、これについて内容を説明していただければと思います。

もう一点が、土木費の中の、ちょっと前に戻るんですけども92ページ、空き家対策事業、空き家除去取壊し補助金で、今年度500万円を計上していただいております。これ、以前に

私が一般質問で、ぜひきれいなまちづくりのために、また安心・安全のまちづくりのためということで、倒壊の危険があるような家については除去の補助事業というふうにお願いして実現していただいたものなんですけれども。

事業が始まってから現在まで何件ぐらい実績があるのか。また、来年度は見込みはどのくらいあるのか、その点についてご質問いたします。

以上、3点お願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） すくすくの分。

こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、金丸議員さんの1点目のご質問でございます。

52ページ、地域子育て支援拠点事業、こちらのほうにつきまして、今後どのようになっていくかというお話をうながすと思います。

最初に、地域子育て支援拠点事業の概要ですが、妊婦や子育て中の親子が気軽に集える場所の提供と、子育てや不安・悩みを相談できる場を提供することを目的とした広場を週5日間開所しておりました。草津町では児童福祉法に基づきまして、平成25年4月より、子育てひろばをすくすくを開所しております。事業につきましては、社会福祉協議会の委託事業として年間約900万円ほど委託料を支払っております。

草津町では、独自に子育て中の親子が集う場所だけではなく、高齢者との世代間交流の場としてサロンを開設しておりました。これは社会福祉協議会で行っている高齢者自立型デイサービス事業との抱き合わせ事業ということで行っております。

利用者につきましては、コロナ前までは年間で2,000人ほど超す年もあったんですが、今年度は利用者につきましては、高齢者サロン、子育てサロン合わせて1,000人ほどであり、子育てサロンにつきましては、2月末までに293名の利用ということになります。

費用対効果についても、事業経費に見合った効果が得られる状況でないことから、6年度につきましては事業の再編を行っていく方針を立てまして、こども園また児童室を利用した子育てサロンの場を考えております。いずれにいたしましても、利用者のニーズに合うよう事業展開を行う予定でおります。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、質問にお答えいたします。

108ページにあります学校教育附帯施設管理事業の中で、10節需用費の400万でございます

が、主に熱交換器機のプレート、それからパッキンの購入でございます。

それから、下がりまして14節工事請負費でございますが、これにつきましては、中学校に行く熱交換をしたものポンプであるんですけども、それを交換する工事と、それから流量計、今、壊れています、それを直す経費でございます。

よろしいでしょうか。

○7番（金丸勝利君） すみません。それはあれですか、温水のポンプということですか。

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） 温泉を温水に変えたポンプでございます。

すみません、温水です。

○7番（金丸勝利君） 温水ですよね。そうですよね。分かりました。

熱交換器については、あれですか、学校の施設というよりは、どこのことになるんですか。

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） 中学校の暖房施設。

○7番（金丸勝利君） 暖房施設。はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

○土木課長（川島和武君） それでは、ご説明いたします。

92ページ、空き家対策事業の件でございます。補助事業のこれまでの実績ということですが、令和2年からこの事業が始まっておりまして、これまでの利用実績は計18件でございます。各年度で申し上げますと、令和2年度の実績が5件、令和3年度も5件、令和4年度が1件、令和5年度は7件です。令和5年度は7件なんですが、相談等もありましたので、実績では7件なんですが、もう少し相談とかも含めましたら件数は行っておりました。

もう2点目のご質問なんですが、来年度の見込みということですが、来年度は10件を見込んでおります。

金丸議員おっしゃるとおり、空き家をそのまま放置しておりますと、地震時における家屋の倒壊の危険性ですか、放火や不法侵入による治安・防犯上の問題、それから雑草の繁茂による衛生上の問題などもありますので、補助金を有効に活用していただければと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 2番、有坂です。

2点ほどお願ひします。

まず、86ページ、観光費のところで、国内誘客宣伝のところの18節、湯畠ツリーイルミネーション補助事業の補助金があるんですけれども、これ毎年、同額の予算が計上されているんですけれども、前の説明だと、たしかLEDの照明設備等は使い回していくから、そんなに毎年予算計上はしないというご説明があったんですけれども。今年度もこの1,000万の予算が計上している内容のご説明をお願いしたいと思います。

それと、次に90ページ、観光施設管理費の中、21節補償費と補填のところ、委員会の中、傍聴していた限り、残り区画ということ、多分、本白根第一グラウンドの例の問題だと思うんですけれども、今までどれぐらい、残り区画の後、数をちょっとご説明願いたいと思います。

以上、2点よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

○観光課長（宮崎健司君） それでは、有坂議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の湯畠のツリー＆イルミネーションの1,000万円についてなんですが、今年度も1,000万円を計上しております。ただ、LEDの電球に関してはやっぱり場所が草津温泉というところなので、やっぱり老朽化というか、使い回しがなかなかできないというところがございますので同額を計上しております。

また、イルミネーションに合わせまして、ふるまいだとかそういったイベントも併せて行っております。そういういた全てを包括した費用として1,000万円を計上してございます。

2点目、有坂議員もおっしゃったとおり、本白根第一グラウンドの関係になります。本白根第一グラウンドの関係で540万6,000円の残につきましては、現在トータルで34区画ございまして、残りが7名分、7区画分で540万6,000円の計上になっております。なので、現在、令和4年度と令和5年度で2,951万円が既に権利の解除をしたという状況になってございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足お願ひします。

○町長（黒岩信忠君） イルミネーションにつきましては、私も使い回しができるんじやないかといろいろ考えたんですけれども、全体の工事の中であれ見ていくと、クレーン車が3台来て一斉に飾りつけ、またそれを撤去するという作業を見ていますと、イルミネーションのその電球そのものの金額というのは、全体の事業費から見ればそれほどじゃないと。そし

て、例えばそれがまた来年度に使ってやった場合に、例えば切れていたら、その直すほうがコストとして高くなってしまうということが想定をされると思います。

そういう中で、この事業のスタートは東日本大震災の後だったと思うんですが、何とか草津にお客さんを呼ぼうということで、それと湯畑に季節感を出したらどうだという飲食店のほうから話がありまして、それならクリスマスツリーをということで。

本来ですともっと小さなものを幾つもって考えていたんでしょうけれども、私はそれはどこにもあると。日本一大きな本物できれいに作ったモミの木。モミの木というのはヨーロッパのほうでは、それを飾ることが幸福になるとか、いい意味の日本の門松的な意味があるみたいですけれども、そういう意味で本物にこだわって、根を付けて、イベントが終わったら山に返すということで、切って持ってきて捨てるんですけど、金はそんなにかからないですけれども、山に返すことそのものが、この事業の私は一番の狙いなんですね。いかに草津町は自然を大切にするかということで。

この話をしますと、大変すばらしいことだというふうな形の中で、観光協会長がヨーロッパへ行ったときにその話をしたら、一番、向こうの、フランスですかね、その話に注目が集まったということで、草津町は国立公園内ですけれども、自然を大切にして、そして木を大切にしてイベントが終わったら山に返す。歴代そのクリスマスツリーは今でも生きています。だから、何年後かにはまたそのクリスマスツリーとして使えるということだと思います。

その電飾については、私も電気屋だから分かるんですけども、LEDというのは水に弱いんですよ。そういう中で恐らく、過酷な中で1年間使うと、それが使い回しが2年目で、果たしてみんな点灯するかというと、ちょっと難しいのかなというふうには思います。

それと、南本町のグラウンドでありますけれども、これは議会の皆様にお諮りをして、たしか1坪8,000円ちょっとぐらいで仮登記権者に支払うと。そして、所有権者は酒井さん。酒井さんと草津町と契約を結んで、仮登記のついたまんま草津町がそれを所有権移転したと。

そうなりますと、今度は草津町と仮登記権者との間の話ということの中で、そして酒井さんにとっても、一時、その税金まで、人に、所有権、実際問題、仮登記つけたということは売ったんですね。売っていながらお金は自分で固定資産税を払ったときもあるということも聞いていましたので、酒井さんにゼロということはあり得ないという中で、私が判断いたしました、これは隠すことじゃない、酒井さんに150万を払って、そして、その処理をいたしました。

それで、残りの仮登記について、仮登記を外してくれと。その対価として1坪8,000円を

払うと。そして、当然のことながら、相続が発生しますと、それを整理したくてもできないということがあるんですね。誰の所有物だと。つまり法律上の不動産の所有権というのは、Aという人が持っていて、相続が代わっていっしゃうと、相続人全体の合意書が取れて、所有権移転したというか、その仮登記をした人たちとの話し合いしなきやならないという中で、どうも聞いているのが7件あるということは、その相続がなかなか進んでないんじゃないかと思います。

じゃ、町はそんな傷のものを買ったんじやと普通言われるか知らないですけれども、町は何にも困らないです。所有権移転して、その8,000円で対価で買った人に対しては抹消してもらいました。まだ残っている人に対しては、今までどおり安い金額ですけれども、幾らという、その地代というんですか、仮登記権者に対しての払うということなので何も困らない。

ただ、法律論なんですけれども、これは難しいんですが、その仮登記というのは所有権移転、請求権、保存の仮登記という権利で債権です。以前は時効が10年といったんですけれども、今それが短縮されて5年です。つまり農地転用するときに、一緒に所有権移転してねという権利なんですね。その権利が10年たつと、その権利が主張できなくなる。これが債権の時効なんです。

それともう一つ、じゃ分かった、いいから金返してくれと、その土地に払ったんだから返してくれ。この債権も最大に見ても5年で時効が成立します。つまり、お金を地主に払った、その売買の金額そのものが債権ですから、その権利が5年で消滅するという中で、本当に乱暴なことをしようとするなら、草津町が全然進まないとするならば、裁判所に確定申立書を取ってやれば、強制的にその仮登記の排除もすることもできないことはない。しかしながら、そんな乱暴な法律を駆使するつもりはないと。

ですから、相続が済んできちんとするまで、規定された残っている7名については、状況が改善し次第、町として、それなりのものを払っていくということで、それを予算計上してもらっているということで。議会の皆さんにも、その8,000円が高いか安いかも含めて議論をしていただいて、当局としてきちんと議案を出し、そして議決をもらっていますので、それに基づいたもので進めていくということで、今現在恐らく相続が引っかかっていて、これが遅々として進まない部分があると思いますけれども。町としては、法的にまた物理的に何の支障もないということだけ申し添えておきます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） はい。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川でございます。

金丸議員の質問とちょっと重なるんですけれども、52ページの地域子育て支援なんですが、こども園と児童室に振り分けるということなんですけれども、この子育てひろばすぐくすくは、その開設時間内に自由にご利用できるということがメリットだったと思うんですけれども、この受皿があるかどうかというのをちょっとお聞きしたい。

あと、もう一つが64ページの下のほうの委託料です、バスロケーションシステムについてなんですけれども、こちらの利用者がアプリか何かで見られるのか、それともあくまで管理上に使うだけなのか、その内容について少しご説明お願いたします。2点です。

○議長（宮崎謹一君） 2点ですね。

最初に、こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（高井洋一君） 市川議員さんのご質問にお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業につきまして、内容が変わるものではないかというご質問だったと思いますが、6年度につきましては、こども園や児童室を利用した子育てサロンの場ということで先ほどお話ししたんですが、具体的には現状のサロンから若干縮小した内容で検討しております。新たに人員を増やすのではなく、現状の人員で行うために、週3日、午前中のみの開所などから始めていく予定でございます。いずれにしても、利用者と話しながら、事業については方向性を見つけていきたいと考えております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 2点目ですね。

福祉課長。

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、市川議員のご質問にお答えさせていただきます。

バスロケーションシステムということですが、こちらのほうは個人の携帯端末のほうへバスの現在地、その前後のバス停を表示して参考にしていただくというものを考えております。以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

町長、補足お願いします。

○町長（黒岩信忠君） 市川議員のそのすぐすぐの関係なんですが、草津町があります、法人が。今度は福祉協議会も法人です。この間の中で、全体の予算の7割以上は草津町から金が

全部行っています。そういう関係です。その中で、この前も申し上げたんですけれども、協議会の会長が代わったのを町長が知らなかつたんですね。話も上げてもない、退任するときに辞めますもないで、ただ突然その会長が代わったというところで来られて、「え、何の組織なんだろう」とふと思いました。

そういう中で、私は福祉を後退させるつもりはないです。私の狙いはあくまでも福祉と観光の両立する町づくりの中であるんですが、どうも福祉協議会が町の了解を取る必要があるか否かというんですけれども、予算が決まっているにもかかわらず、人をどつかへ増やしてみたり、それといろんな、何ていうんですか、使い勝手、自分たちのいいようにということなので、一度、今年度から少しそれをきっちと精査をして、その福祉の後退のないよう、また福祉協議会がきちんとできるよう、また行政も町民の金を出す以上は、どういうふうになっているのか把握できるような、再構築みたいなことを考えております。

何度も言いますが、私は福祉を後退させるつもりはないです。より効率よくするために、それから見える化をきちんとするためにしておきたいと思います。

町長といえども、あの協議会、何しているのかよく分からないというところがありますので。私がコロナワクチンの接種に何度も行って激励もして、自分でも打っていますけれども、何か治外法権みたいな感じを受けちゃうんですね。オーナーは草津町です。草津町が予算を出さなきや直ちに立ち行かなくなります。そういう立場ですので、やはり税金を出す以上は、どういうふうになっているのか、よく精査をしながら福祉協議会を、より充実して町民の皆さんに、やはり効果効率の高い福祉行政というのも、福祉協議会にやらせるものはさせていくたい、町でやるものはしていく。そういうふうにすみ分けも含めまして、それをやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

小林議員。

○6番（小林純一君） 6番、小林です。

3点ほどお伺いいたします。

まず38ページ、企画費、17節備品購入費、機械器具費の5,551万円についてお伺いします。予算的には大規模な更新となるように見えるんですけども、具体的な内容とまた今回の更新によって、今までと比較して、作業の効率化や合理化が進むのか、そして、今までできなかつた、あるいは進んでいなかつたことに取り組んでいく計画があるのであれば、その計

画の内容をお聞かせください。

続きまして、40ページ、交通対策費、18節負担金、補助及び交付金の、高齢者運転免許証自主返納補助44万円についてお伺いします。

まず、今年度の実績はどのくらいあるのか。また、免許返納後も生活は続していくわけすけれども、返納した人に対して継続的に支援していくような取組ができるのかどうか、この辺をお聞かせください。

それから、88ページ、公園費、12節委託料、囲山公園芝管理業務35万3,000円についてなんですけれども、予算が少ないのでサッカーグラウンドのように芝を整備するというのはなかなか難しいかとは思うんですけれども、現状を見ていると、私の目にはきちんと整備されているように見えないのですが、本年度どのように整備していくのか、回数や内容等、予定が分かればお聞かせください。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 1点目。

企画課長。

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、小林議員のご質問にお答えをいたします。

38ページ、情報化維持管理事業のうちの17節備品購入費の内容についてというご質問であります。

この5,551万円の中身なんですが、大きく分けて2つのもので構成されております。まず、情報系のLGWAN接続系のサーバー及びネットワーク機器の更新が1つ目であります。令和元年度に更新をした情報系のネットワーク機器の保守の期限の到来に伴います安定稼働のための更新を行うのが1点。

それと、2点目なんですが、これも情報系、LGWAN系なんですが、職員のパソコンを140台更新をする内容となっております。これにつきまして、何かその後の業務の効率化だとか、そういったことのお問合わせなんですが、今よりは大分スペックが上がることで、業務の効率化は図られると思います。特に、そのほかの効率と中身については、システム上、何か変更があるというような予定はございません。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

○総務課長（石坂恒久君） それでは、お答えいたします。

40ページの高齢者の運転免許証の自主返納補助事業の関係でございます。

まず、実績のほうから申し上げますと、事業実施は平成31年から行っています。直近の

部分で申し上げますが、今年度、まだ年度途中でございますけれども、26件の方の返納がございました。昨年、令和4年度につきましては24名の方、それから令和3年度については27名の方が自主返納という形で役場窓口のほうにお越し頂いております。

そもそもは、高齢者の単身事故や人身事故・物損事故等の抑制ということで、警察のほうが主体となって返納の事業は行っているところですが、草津町としてはここにまた支援を、町としてもしていくということで、返納いただいた方には1万1,000円分の町内で使用できる商品券、あるいは町内巡回バスを利用できる回数券1万1,000円分をサービスとして補助をさせていただいているという状況でございます。新年度につきましても、同様の形でこの事業は進めていく予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 3点目、観光課長。

○観光課長（宮崎健司君） それでは、3点目の関係になります。

88ページの公園費の中の囲山公園の芝の管理業務についてですが、金額は35万3,000円で、内訳といたしまして、主に公園の芝の管理、芝の刈り込みというところで芝刈りが22万2,000円の消費税で24万4,000円。それと肥料の散布が10万8,000円で、合わせて35万3,000円を計上しております。回数につきましては、夏場の草刈りだとか、あとは肥料の散布を行っている状況になっております。回数については、すみません、手元に資料がないので、追ってお知らせはさせていただきたいと思います。

今年度も同様に、委託はする予定ではございますが、委託業者が決まりましたら、もっときれいにできるように話はさせていただく予定になってございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、はい。

小林議員。

○6番（小林純一君） まずは38ページの件なんですけれども、スペック向上による効率化のみで、特に今までと仕様の新しい試みはないということなんですけれども、せっかく新しくしてスペックも上がるんですから、欲をいえば、もうちょっと検討をして計画を立ててもらいたいなと思う部分はあるんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのかということをお聞かせください。

それから、免許返納のほうですね、1万8,000円の商品券もしくは回数券ということなんですけれども、これは1回もらったら終わりということでいいんですかね。結局、免許を返しちゃうと、もう次の年から車乗れないわけじゃないですか、返した時点から。継続的に何

か補助というのは考えられないものかなというのをちょっとご意見あればお聞かせください。
よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 1点目。

企画課長。

○企画創造課長（田中 浩君） 小林議員のパソコンの入替え等による効率化の話ですが。

特に、その機械とかそういったものについては、じゃ、新しいものを入れるということはないんですけども、スペックの部分で今使っているものが5年前で、メモリーが4ギガのものが今度16ギガのものを採用するような形になっております。

それと、HDDについても今までのものより高スペックなものということで、今なかなか古い機械で職員の方の立ち上げにも時間がかかるところなんですが、そこもスムーズに立ち上げられるという利点と、あと消費電力についても今現状よりは消費電力の少ないものとなることから、そのぐらいの効率しか、ちょっと今のところ図れていないんですが、ソフトとか使い勝手に関しては、各部署で必要なものを検討して入れ込んでいくような形なので、今ここにのつかっている予算については、現行のもの、5年前のものを更新する予算ということでお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

総務課長、すみません、はい。

○総務課長（石坂恒久君） 続いてのご質問にお答えいたします。

その後の方向があるかというご質問だったと思うんですけども。返納いただいた方のその後につきましては、草津町がかねてから事業を展開しております町内巡回バスのご利用であるとか、また福祉部局の福祉バスの利用であるとか、そういったところが高齢者の交通の足の主体になってくるかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新年度につきましても1万1,000円分の商品券の用意はさせていただいておりますので、このサービスについては継続していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、ここで休憩といたします。

1時まで休憩です。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時59分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

質疑はまだ終わっていませんが、質疑ありませんか、ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） では、質疑を終わります。

そこで、ちょっと先ほど観光課長が調べて答弁すると言った件がありますので。

観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、先ほど小林議員に質問を受けた公園の芝刈りの回数なんですが、6月、7月、8月、10月の計4回実施しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

続きまして、第9号について討論を行います。

初めに、原案に反対の方、挙手願います。

反対いませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、原案に賛成の方、挙手を願います。

直井議員。

〔1番 直井新吾君 登壇〕

○1番（直井新吾君） 1番、直井でございます。

議案第9号 令和6年度草津町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

町長の市政方針の下であります、福祉と観光のまちを表明し、令和6年度の当初予算に審議させていただきました。今回の予算は、前年度対比93.8%となりましたが、内容については、草津温泉の先を見据えた予算案となっていると思います。

経済状況を把握しながらの予算編成ですが、福祉政策については、町民の皆さんのが安心して生活できる編成となっていると思われます。観光策についても草津町の魅力アップグレードをする内容となっております。

今年度から始まります新規事業として、妊娠期から18歳までの切れ目のない健康診断事業、町にある街灯の電気料補助金、子育ての支援事業に切れ目のない横断的な支援であります。インフラ整備はこれから多額の予算がかかると思われますが、交付金運用を含めて、安心できる予算計上となっております。ほかに高齢者対策においても例年並みの予算となりますが、子供からお年寄りまで安心して生活できるものと思われます。

これらも町長の号令の下、役場の方々の数年にわたっての行政改革の表れだと思います。今年度においても行政・議会・各種団体の皆さんと草津の発展ができるることを祈念して、本案に賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、以上で討論を終了いたします。

続いて、議案第9号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮崎謹一君） 起立全員と認めます。ご着席ください。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第10号～議案第12号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号から議案第12号まで当初予算案について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方

は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号について、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号について、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第13号及び議案第14号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号及び議案第14号について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第15号及び議案第16号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号及び議案第16号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

事項別明細書27ページで、2点質問をいたします。

1つ目、上の段、公園費の工事請負費、工作物事業で81万1,000円の減額。それと、すみません、観光の費用なので、一緒にしまいますが、5目多目的ホール管理費のコンサートホール管理事業で94万7,000円の維持補修費減額補正となっております。これらについては、予定していた事業ができたのかどうか、そして、減額の理由についてご説明をお願いい

いたします。

続きまして、そのページの下の段ですね。都市計画総務費の中の社会資本整備総合交付金事業、工事請負費が2,738万4,000円の減額となっておりますけれども、これ、総務観光常任委員会の説明の中で、増額になったものと減額になったものがあるということを伺っておりますが、その詳細についてご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 最初に、観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、湯本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公園の整備事業についてですが、これについては、昭和公園のジャングルジムの設置工事でございます。金額は納入差金で、金額は減額となっております。

2点目のコンサートホールの事業につきましては、非常用自家発電設備の修繕工事ということで、これも金額は減額となっておりますが、これは当初見込んでいた備品についてそのまま使えるというところで、その分を除外した結果、金額が安くなっています。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員のご質問にお答えします。

27ページ下段の社会資本整備総合交付金事業に係る工事請負費の内訳ということでございますが、工事請負費なんですが、3つの工事で成り立っております。

まず、1つ目なんですが、温泉門の建設工事としまして、変更内容なんですけれども、当初仕様が決定していなかった温泉門本体の工事費の追加によりまして1,079万1,000円の増額をしております。それと、湯滝足湯の池の部分の耐酸仕様の変更、耐酸モルタルからポリクリートF R Pの塗布による工事費の追加としまして647万9,000円の増加。

続きまして、起点付近の木製案内看板、東京という光る看板ですが、この工事費の追加が332万2,000円、合わせまして、温泉門建設工事では1,049万4,000円の増額の補正を計上させていただいています。

続きまして、2つ目なんですが、本町駐車場跡地広場整備工事ですが、この工事ですが、委員会でもご説明申し上げましたが、第1期工事の入札が不調となりまして、この工事の着工が大幅に遅延をしました。この影響を受けて、当該工事においても発注のめどが立たなか

ったことから、国費の変更要望、この時期にちょっと間に合わず、事業の参入が困難になつたことから、交付金が受けられることとなりました。この工事を次年度に先送りにしたことによる工事費の皆減となっております。これが4,290万円となっております。

3つ目なんですが、中央通りの整備工事となります。増額している部分が、側溝部分の融雪工事、これが当初なかつたんですけれども、この工事費の追加が520万円、歩道部の仕様の変更、舗装用のタイルから天然石にしたものによる工事費の増加で300万円、半たわみ舗装にカッターネジと、あと、ショットブラストという工事施工を施したことによる工事費の追加で260万円、町道整備工事につきましては、合わせまして502万2,000円の増額となっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、湯本議員。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

公園に関しては、整備が安くできたということで、喜ばしいことかと思います。それに関して、公園に関しては、修繕とかそういったもので商工会青年部の皆さんであつたり、市川議員が部会長を務めておられる新観光創生部会でもそういったことをしてくださったというお話を伺っております。大変ありがたいことだなと思っているところですけれども、その中で彼らであつたり、ご父兄の皆さんから、公園に関してしっかりしたもののが欲しいという希望というか、そういうものをよく耳にしております。もし彼らから具体的な要望というかそういうものが上がってきたときには、町として聞いていただくところはあるかどうか、そこをお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） 遊具というのは、よくテレビ等で報道されますけれども、遊具の補修・点検がきちんとできていないと、それによって事故を起こすケースというのは多々あるようでありまして、楽しむ道具が凶器に変わってしまうということもあり得るわけでありまして、私の判断として、危ないものは一回壊そうと。要するに行政の危機管理として、危ないものは取り壊し、その中で壊した後、どうしてもその地域等からまた新たなこういうものが欲しいということになるとすれば、それは町長として政策上、耳は傾けるということあります。

ただ、子供さんの数はどんどん減っちゃって、なかなか公園で遊んでいる姿というものも

ないような気がして、例えば白根神社にあるブランコ、それから滑り台もそういうためにいろいろ整備したんですけども、あまり使っている姿が見えないという中、それが凶器にならないような形の中で行政としては、管理者は私でありますので、そうした上で、さらに必要なものについては、聞く耳を持つということを答弁しておきます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。

25ページ、観光費、観光総務費の中なんですが、熱湯マラソン事業、一番下段ですね、減額300万円というのが、補正予算に上がっていると思いますが、当初予算のほうには、もう300万円はついていないんですよね。熱湯マラソンはもう今後行わないのかどうか、そちらをお聞きしたいのですが、お願いいいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） このイベント事業に対しましては、この熱湯マラソンのスタートが東日本大震災だったわけですね。つまりお客様が激減して何とか町を盛り上げたいということで、若者が町長室に訪れ、やりたいと、その熱意を感じると。じゃ、予算つけるからやってくれということで進んできたんですが、正直言いまして、そういう方々が、今度は私のところへ一度来てくれました。そしたら、昨年度ですか、イベントができなくなっちゃったと。つまりそれだけのイベントをしようとする、スタッフがもう集まらないと。それと、目的は、町を活性化するという一番の目的で、お客様を誘客するんだという目的でそれが立ち上ったわけでありますので、にぎわいづくりには役立ったと思いますが、ここに来て、各事業所をやっている若い人たちが、忙し過ぎて、もう我々がそういうイベントのことまで手が回らなくなってきたので、この熱湯マラソンについては、発案した人たちからこれは中止にしてほしいと要望を受けました。予算はつけてあったんですよ。あつたんですけども、そういう要望を受けて、これを中止にするという判断をいたしました。

私が町長になったとき、話飛んじやうんですけども、「ツーデーウォーク」とか、様々なイベントあったんですけども、結局主催者側が、町が主催するものもあるんですけども、「ツーデーウォーク」も歩く何とかという会が人集めできないから、あとは町が集めてやってくれとか、投げてきちゃったんですね。それと、中之条町と草津町でやっていたトレイルランですか、これも中之条町が私のところに来て、ちょっともうやっていけないと。人

がいないというそういうことを言われて、中之条町から中止の要請がありまして、それを受けたということでありまして、この間も話飛んじやうんですけども、「ツール・ド・草津」も予算計上してやらなければ削ったほうがいいんじゃないかということで、私が即決で削ろうと。もうとても自転車のあれについてもできないという判断を持っております。

ある結構観光で有名な方が言った言葉に、イベント疲れという言葉があるんですね。だから、イベントだけでお客様を誘致しようというのは、もうかなり無理があるということありますので。ただ、これから一旦廃止にしても、中止にしても、また何らかの形で皆さんがそういう気になって町にやれと言うならば、さっきの話のように、町長は聞く耳を持って予算の取る考え方もありますので、それを前提に答弁させていただきますけれども、この熱湯マラソンについては、関係者が町長室に訪れて、もうイベントができないということを言わされたもんですから、それを中止にしたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないですね。なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第18号～議案第20号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第18号から議案第20号までについて一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

初めに、議案第18号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第19号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第21号及び議案第22号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第21号及び議案第22号までについて一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第21号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　挙手全員と認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第22号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　挙手全員と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第23号及び議案第24号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第23号及び議案第24号までについて一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君）　なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君）　異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第23号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　挙手全員と認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第24号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　挙手全員と認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第25号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第25号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第26号～議案第28号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第26号から議案第28号までについて一括質疑を行います。湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

議案第27号について質疑をさせていただきます。

この議案書によりますと、業種のところが「研修所・宿泊」となっております。この宿泊というのが、広く一般の方々の宿泊という意味であるのか、そこをまず、お尋ねいたします。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長、答弁願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 大変申し訳ありません。

まず、湯本議員からの質問の答弁の前に、昨日の温泉温水対策特別委員会の中で、研修所という項目がないと間違った答弁をしてしまいましたが、草津町温泉温水条例第4条第1項の口において「本町において5以上の宿泊に供する室を有する寮、従業員宿舎、研修所又は保養所を有している者で、温泉を必要としていると認められるもの」とあります。訂正し、おわびいたします。申し訳ありませんでした。

その中で、湯本議員からの質問にお答えいたします。

引用の目的、事由の中に、宿泊とあった場合ということですが、この場合、研修所、それと宿泊を兼ねている場合と捉えて、申請書を受け付けました。宿泊施設の場合には、旅館業法に基づく届出が必要なのではないかという内容も含んでいるかと思いますが、旅館やホテル、旅館業法に基づくものであれば、旅館営業許可、これは、保健所になるわけですけ

れども、必要になります。また、研修所であっても、料金設定、有料の場合などの場合には、この許可は必要な場合もあります。そういう場合には、町の申請にも旅館営業許可書の写しの添付などを必要により提出をしていただいているような事由になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、どうぞ。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございます。

そうしますと、宿泊が必要ということですけれども、今回のこの件に関しては、その旅館業法上の営業許可、保健所に対して出すものですけれども、その部分については、どのように把握をされていますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長、答弁願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 今回は、大成不動産ホールディングスの研修所という捉え方ですので、宿泊所、宿泊施設のみでやって、旅館業法には適さないのではないかというような内容で捉えております。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私のほうからも温泉委員会で答弁したことにそこががあったのでおわびし、訂正申し上げたいと思います。

温泉条例、どういうものに許可できるのか、町長が、ということありますけれども、皆さん条例はお読みになって分かると思うんですが、改めて申し上げますと、温泉使用条例の第4条に書かれております。

町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してということで許可することができるということで、1つは、温泉利用施設を有する建物（以下許可建物）を所有するものまたは所有をこれからしようとするもの。だから、工事期間長くなりますから、所有してからですと、これが非常に不安定ということで、所有しようとするものに対しても町長は、許可ができるということあります。

それで、もう一つは、湯本議員がご指摘の本町において次に掲げるいずれかの施設により旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条1項に「旅館業（下宿営業を除く）」を営み、または営もうとする者ということで、これも許可の対象になるということで。それから、5室、5以上の宿泊に供する部屋を有する施設、5室以上ですね。しかし、次には5未満の宿泊に

供する部屋を有する施設においては、次の構造設備基準を満たす施設については、1室でも許可になります。つまり25平米以上であること。床面積が。これも許可の基準となります。委員会でも答弁したように、リゾートマンションと通常のマンション、リゾートマンションのみに温泉は許可します。通常の居住を有する通常のマンションであるならば、それは許可対象外ということで、リゾートマンションのこの条例上の定義は、「専らリゾートの用に供することを目的とし、共用部分が多く豪華なロビー、プール、共同浴場、レストラン等が設置され、5室以上の戸数を有する共同住宅」、これが一般のマンションとリゾートマンションの違いを条例上は、明確に指摘しております。これが許可基準のものであります。

さらに、そのリゾートマンションについては、私が議員時代には、そこの理事長と称する方の名義で申請していました。しかし、その理事長が代わると今度はどうするんだというと、次の人の理事長の名義でということになったんですが、非常にややこしいということで、法律の改正があって、リゾートマンションについては、管理者、法人格を持たせるということでできるようになったものですから、今はほとんどのマンションが、つまり法人格を持った管理組合に許可を与えているということであります。

それと、第4条の4項のあれに、これがまた一つのあれなんですけれども、「本町の発展に貢献度が高いと認められる者で、特に温泉を必要としていると町長が特に認めたもの」というものがあります。つまり今、読んだ中の許可基準外で、それでも温泉を必要とする人が出てくるんですね。そのときの判断は町長の判断に委ねられます。

しかしながら、当然議会の議決を経て、それが許可になることがありますけれども、例えば過去の例で言いますと、相撲道場、これは対象外であろうという中、私は議員だったんですけども、これは特別に町長がという概念で認められて、恐らく分担金も非課税、課税しなかった。取らなかつたということだと思います。また、例えば交番、草津交番、草津交番にも温泉が行っています。ですから、今読んだ中では、温泉は許可ならないんです。しかし、私の時代よりはるか前ですけれども、草津の治安を守ってもらうんだということで、どの町長が判断したか、ちょっとそれは定かじやありませんが、交番についても、町長が特別に認めたという条項でしない限りは、私がこれ読んだ限り、適用にならないということで、交番についても許可になっていますから、この条項に当てはめてなされたものと思います。このほかにも幾つかありますけれども、ここで名前挙げることがいろいろ混乱を来すので、申し上げませんが、そういうものもあったということで、今回の議案の件については、温泉条例に基づくものであると当局は判断して、議会に提案しているということを申し添えたと思い

ます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

○6番（小林純一君） 6番、小林です。

すみません、今の湯本議員の質問についてなんですけれども、この業種、研修所となって
いるんですけども、主たる目的が自分の会社の研修に使うものなのか、それとも研修所と
して他所に貸してお金を取るためのものなのかというの、どっちなんですか。その辺は把
握していらっしゃいますか。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長、答弁願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 小林議員の質問にお答えします。

あくまでも今回については、申請者が大成不動産ホールディングス、そちらの研修所とい
うことで捉えています。先ほども説明しましたけれども、ほかの方を取ってお客様やる場
合には、また旅館業法ですとかいろんな兼ね合いもありますので、そこら辺はまた今後聞き
ながらやるような展開になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ、続いて。

○6番（小林純一君） 捉えているっていうことは確認しているというわけではないですね。

○議長（宮崎謹一君） 温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） すみません、一応届出の段階では確認を取ってからの申請書にな
りますんで、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第26号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第27号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第28号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第29号及び議案第30号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第29号及び議案第30号までについて一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君）　なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君）　異議なしと認めます。

お諮りします。初めに、議案第29号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君）　举手全員と認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第30号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

す。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第31号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第31号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書に係る委員長報告を願います。

陳情8 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、担当の民教土木常任委員長、報告、願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、陳情書に係る委員長報告をさせていただきます。

陳情8 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。こちらは継続案件になります。

国民年金制度における脱退一時金の運用において日本人と外国人との間で不公平が生じている。このままでは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねず、また、無年金で

ある外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。

現場となる地方から財政問題として声を挙げる必要があるため調査及び改善を求める意見書の採択を陳情するものであります。

委員からは、他自治体の審議状況の確認や、趣旨は分かるが、地方から変えられるとは思えないとの意見、特殊な事例だと思うなどの意見が出されました。

こちら慎重審議の結果、各委員の意見といたしましては、不採択3名、審議未了2名、という結果であり、当委員会といたしましては、不採択といたし、また意見書の提出は行わないことといたしました。

以上、陳情に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員です。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎追加議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

初めに、発議第1号 専決処分事項の指定について上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

黒岩卓議員。

〔10番 黒岩 卓君 登壇〕

○10番（黒岩 卓君） それでは、発議第1号について、提案理由を説明いたします。

専決処分事項の指定について。

国において現在地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町税条例の一部、並びに草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要があるので、当該条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとする。

令和6年3月12日提出。

草津町議会議員、黒岩卓、市川祥史、金丸勝利、安井尚弘、安齋努、直井新吾。

中身なんですかとも、ちょっと読ませていただきます。

草津町税条例（昭和37年条例第16号）の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を改正する条例（案）。

改正の概要。

本案は、現在第213回国会において、「地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）」が審議中ですが、この法案が可決並びに公布された場合には、令和6年度以後の各種町税に影響するため、法改正に対応した税条例等の整備を行うものです。

主な改正内容。

令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設によるもの。そのほかとして、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担調整措置延長によるもの。その他法改正による項のずれ及び字句の整理など必要です。

改正予定日は、令和6年4月1日の予定です。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第1号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第1号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、発議第2号 専決処分事項の指定について上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

上坂国由議員、説明願います。

〔8番 上坂国由君 登壇〕

○8番（上坂国由君） それでは、発議第2号 専決処分事項の指定についてであります。

国において現在地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、当該条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分をすることができるものとする。令和6年3月12日提出。草津町議会議員、上坂国由、同、直井新吾、同、宮崎謹一、同、湯本晃久、同、小林純一、同、有坂太宏。

次です。概要を説明させていただきます。

国民健康保険税課税減度額及び軽減判定所得基準額の見直しに係る条例一部の改正。専決処分事項（案）になります。

概要です。

①国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。基礎課税額は据え置き、現行65万円。②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円とする。現行22万円から引上げになるということです。③番です。介護納付金課税額は据え置き、現行17万円となります。

2つ目として、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充を図ることでございます。国民健康保険税の軽減を対象とする所得の基準について次のとおりとする。

①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を29.5万円とする。現行は29万円からの引上げになります。

②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を54.5万円とする。現行53.5万円からの引上げになります。

本施行予定日、改正条例施行予定日になりますが、令和6年4月1日となります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第2号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は举手を願います。

〔举手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 举手全員と認めます。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外に係る委員長報告を願います。

ない場合は、その席で、なしと答えてください。

続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外に係る委員長報告をいたします。

総務観光常任委員会委員長報告、付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

専決処分事項の指定について。

先ほど申し上げましたけれども、草津町税条例等。国において現在、地方税法等の一部を改正する法律案について審議中であり、この法案が可決並びに公布されたときには、草津町

税条例の一部、並びに草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ法改正に対応するため改正する必要があることから、当局からその内容についての説明、及び本改正に係る専決処分の指定について申入れがあり、委員会として本件を専決処分とすることについて承認いたしました。

（2）番目、天狗山レストハウスのイメージについて。

本件に関しては、議案に関係する部分でもあることから、議案第16号に併せて、町長より詳細な説明を受けました。

（3）財政指標と入り込み客数について。

町長より、根拠資料を基にした町の財政状況に係る詳細な説明を受けました。

施政方針にも記載がありましたが、町長が就任した平成22年度以降、財政の仕組みを徹底的に勉強し、健全な財政運営と強い財政基盤の構築に努めてきたことに、委員長としても評価と感謝を申し上げる次第であります。

数種類の資料を用いて、丁寧に財政制度の内容などについて説明をいただきましたが、こうした努力の積み重ねが観光入り込み客数にしっかりと反映されていることも資料によって明確に示され、財政の仕組みから、町長の政策上の意図を改めて理解できる内容のものであります。

以上、付託議案外に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、付託議案外に係る委員長報告、民教土木常任委員会としての委員長報告をさせていただきます。

1、春の道路愛護デーについてでございます。

毎年恒例の春の道路愛護デーを4月11日（木曜日）を予定しております。翌12日（金曜日）を予備日とする報告がありました。

町民並びに議員の皆様のご協力をお願いいたします。

2番、（仮称）吾妻郡クリーンセンターの進捗状況についてでございます。

当局より、吾妻郡広域で進めている「新ごみ処理場」に係る国有地取得についての進捗状況の報告がありました。

3番、専決処分事項の指定についてであります。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であり、これが公布された場合、草

津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、当局からの説明を受け、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の指定について、議員発議により行いました。

4番です。草津町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定についてあります。

保健事業の実施に当たり、国保データベースシステムから得られる健康・医療等に係るデータの効率的な活用により、同規模保険者とのデータ比較や草津町の健康課題がより把握できるようになり、医療費の適正化を図ることが可能となります。

あわせて、特定健診受診率や保健指導率の目標値を立てる計画を同時に策定しました。

そして、5番です。草津町子育て支援についてあります。

当局より、町長の施政方針でもありました草津町だからこそ実現できる切れ目ない横断的な支援の妊産婦から18歳までの横断的な子育て支援が分かるフロー図を使った説明がありました。

以上、付託議案外に係る民教土木常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議会運営委員長、報告ありますか。

○9番（湯本晃久君） 議運から報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） では、続いて、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会委員長報告、付託議案外に係る委員長報告をさせていただきます。

令和6年度草津町議会行政視察研修について。

令和6年度に予定している草津町議会行政視察研修について、時期や場所についての検討がされました。

時期については、9月下旬に3日間。

場所については、地熱及び観光視察も兼ねた場所の選定が必要であり、今後十分検討し進めるようお願いいたしました。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。

14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時09分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じまして再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一般質問を行います。

◇ 有坂太宏君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、3番、有坂太宏議員、一般質問を願います。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏。一般質問をさせていただきます。

加齢難聴における、補聴器購入についてということでお伺いします。

町長の政策理念の柱として、「福祉と観光のまちづくり」を掲げ、各種政策を進めておられます。今年度の施政方針の説明では、子育て施策で「草津町だからこそ実現できる、切れ目がない横断的な支援」により、妊娠期から就学までの事業において幅広い事業に取り組んでいただけることは評価させていただきます。

高齢者に対する施策を見ますと、コロナ禍で行われた「ひとり暮らしの高齢者配食事業」の継続は町民の方にも喜ばれるものと思います。

私が議員になってから、2021年12月と2022年12月の定例議会で、この問題を町長に一般質問させていただいています。2022年度より「にっこり健診」にて聴覚検査の導入をしていただいたことには感謝を申し上げます。

現在高齢化が進み、「誰もが補聴器を買えるようにしてほしい」との声が全国で広がっています。2022年には全国で補聴器の購入助成を行っていた自治体は123。群馬県は3自治体、太田市、前橋市、大泉町でした。今年1月の全国調査では239自治体と2022年度より2倍に増えています。群馬県でも、新たに千代田町、館林市が加わり5市町村となりました。2022年12月の町長の答弁では「3市町は財政力指数が高い自治体である」と述べていますが、今回新たに加わった千代田町の財政力指数は、我が町と遜色のないものと思われますが、町長の見解をお示しください。

また、2022年のときの答弁の中で「健康推進課・福祉課で相談事業を開設する」とありましたが、現在までに相談者があり、どのような対応をされていたのか、お答えいただきたいと思います。

補聴器は決して安価なものではありません。「補聴器をつければ、生活の質が上がる」のは確実だが、購入までかなりハードルが高い」「年金生活では価格に問題がある」などの声が多数あります。そのような中、東京都港区では、補聴器相談員が補聴器の装用を認めた60歳以上の住民に13万7,000円まで助成しています。この制度を利用した住民は「制度があったから購入できた」「聞こえるようになり集まりにも行けるようになった」などの声が寄せられたそうです。港区は22年度の利用者は523人とあり、見込んでいた250人を大きく上回ったとのことです。

繰り返しとなってしまいますが、施政方針で述べられた「草津町だからこそ実現できる、切れ目のない横断的な支援」、港区のような全額補助をしてほしいとは申しませんが、高齢化が進む草津町ならではの支援を求めて一般質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問にお答えいたします。

加齢難聴における補聴器購入助成についてということですが、有坂議員からは令和3年と令和4年、それぞれの12月議会の際に加齢難聴や検診に関する一般質問を受けております。

このことは、当町が独自に行っている「にっこり健診」において、高齢者の聴力検査を開始したことにもつながっておりますが、町の健診事業における聴力検査では、生活に支障が出でていないか、困っていることはないかという町民に寄り添う視点に立った検査であることをあらかじめ申し上げておきます。

聴力検査の実施状況につきましては、令和5年度の結果で申し上げますと、65歳以上の706名の方が「にっこり健診」において聴力検査を受診しておりましたが、このうち68%に当たる480名の高齢者の方に、左右どちらかの聴覚、あるいは特定の周波数が聞こえにくいくなどの所見が見受けられました。

この結果の評価としては、先ほど申し上げたとおり、日常の生活に支障がないか等気づきを促す検査であるため、町としては健診事業の結果と併せて聴力検査の結果を通知し、健康

相談事業の案内を同封させていただいている。

町民の方々は、この結果通知と案内をご覧いただき、心配なことや不安な点、または個別に相談したいことなどがある場合には、健康相談事業をご利用いただける体制を整えております。

この相談事業は、年12回実施しており、医師のほか保健師や管理栄養士が一人一人に寄り添った形で健康相談に応じる体制となっています。

ご質問の相談事業の相談実績はどのようにになっているかという点についてでありますけれども、町として聴力検査を取り入れた令和4年度においては、健康相談事業の利用件数は36件のうち健診結果に基づく相談は17件でした。令和5年度においては40件の相談があり、健診結果に基づく相談は31件でしたが、この2か年の相談実績においては、聴力や加齢難聴という区分での相談実績はゼロ件という状況であります。

一方で、補聴器の補助事業に関しては、現行の制度においては、障害者総合支援法における障がい者の給付事業として位置づけられており、この関係について草津町において、令和5年度には6名の方が障害者総合支援法により補装具の種目として補聴器購入事業の給付対象となっており、制度の活用をしております。

また、草津町におきましては、18歳未満の方を対象とした補助事業として、草津町難聴児補聴器購入支援事業を群馬県の要綱に基づいて実施しております。

このように、国や県の補助制度の活用を図り、障がい者支援を重点に置いた対応は、今後も適切に進めていきたいと考えております。

補足といたしまして、私の答弁の中で、財政力指数について述べたことに関して質問がありますが、それは先進自治体の取組を説明する際の例として触れたものであり、事業化を検討する際、私が財政力指数云々の状況で事業化の判断をすることは今までこれからもありません。

町民の方々、特に高齢者の方々の健康増進についての相談や要望などについては、これまで同様しっかりと耳を傾けていく所存であります。そのためにも、新年度においても健康事業の実施と健康相談事業の活用実態などを把握しながら、高齢者の健康保持に努め、草津町の高齢者の方々がいつまでも元気でいられるよう、町を挙げて福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

先進事例で幾つかの自治体の名前が挙がりましたが、その自治体が例えれば私が町長になって、町民の生活支援、6回やりましてその都度1万円ずつ出しました。隣の村は、1人に1

万円じゃなくて、1家に1万円です。桁外れの数字が違ってきます。また、ほかのところはその半額であります。そのほかにも通学補助とか様々な福祉・教育、お年寄りの見守り、要するに弁当の配給もそうですし、そういう事業がほかの自治体やっているかといったら、それはないと思います。ですから、福祉・教育等については、ぜひ高い目で、総合力で、この判断をしていただくこともぜひともお願いしたいと思います。

この事業、はなからやらないという意味ではありませんけれども、なかなかどこかの線引きして、どういうふうにしたらいいのかというのは難しい点がありますので、明らかに誰が見てもこういうものは町がやる仕事じゃないんかというものについては、踏み込んだ施策を取っていきますけれども、質問をされたから何でもかんでもやりますという答弁もできないこと。行政の財政の範疇の中で難しい部分もあるのは、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

◇ 安井尚弘君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、5番、安井尚弘議員、一般質問願います。

〔5番 安井尚弘君 登壇〕

○5番（安井尚弘君） 5番、安井尚弘です。

まず、一般質問をさせていただく前に、先般発生した能登半島震災により被災されました多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。草津町としてふるさと納税の1月20日から3月31日までの5%を支援として送らせていただきました。相手を思いやる優しい心が全国からも評価され、近代温泉地草津にプラスされ、思いやりの精神が今一番にぎわっている温泉地に評価されていると思います。

それでは、一般質問を3点ほどさせていただきます。

まず、1番目に、立体交差及び温泉門が完成し、近代温泉地にまた一つ新たな名所が増えました。草津出身の若者も帰るたびに草津はよくなっていると言っております。元坂田スタンド前の一時停止をバイパスにしたおかげで渋滞も緩和されましたが、次は、ホテル櫻井前の信号の切替えのインターバルが長く、今度はここで渋滞が急増しております。すばらしい立体交差をより一層活用するためにもホテル櫻井前の信号を改善していくことは、既に検討されているとは思いますが、現況をお聞かせくださいませ。

次に、防犯灯、街路灯の見直しをお願いいたします。

先ほどの中学生議会、南本町の生徒より、コロナも終息し、クラブ活動も遅くまでやって下校時は夕刻で足元も暗く、行き交う人もいない通学路を不安を感じながら帰るとのこと、地域団体の維持管理とは思いますが、見直しを早急に実施するようご指示をお願いいたします。

3番目に、70歳以上のひとり暮らしの高齢者への安否確認を兼ねた配食事業も継続していくただけること、利用者からも感謝の声を聞いておりますが、春3月は新入生の入社が増える一方、また、70歳定年退職を余儀なくされる方がいらっしゃいます。

共同施設、寮等はお互いに元気確認ができるので、対象外となっておりますが、新たに退社して寮からアパート等へ移る方のために、いま一度配食希望の方への申込み公募をお願いいたします。

なお、追伸として、温泉門の東京方面への看板が黒字で、夕刻は間近に行かないと見えなかつた件、今は電光掲示板のごとく鮮明に見えるよう改良していただいたことに感謝申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の質問は、ホテル櫻井前の交差点の渋滞解消の検討の状況についてということですが、立体交差の完成により、そこでの渋滞は緩和されたが、次に、ホテル櫻井前の交差点で渋滞が急増するようになり、町の信号の改善を検討していると思うが、現況を聞いたいとの内容であります。

行政報告でも申し上げたとおり、2月27日に長野原警察署の署長と副署長に接見して、ホテル櫻井前の交差点の渋滞解消に向けた信号機のAI化について意見交換をしてまいりました。

町いたしましては、既存の信号機にカメラを設置して、AI（人工知能）により交通状況を常時監視する中で、車両が滞留している路線を優先的に青信号にするなど、信号の点灯時間をフレキシブルに調整して、積極的に渋滞を軽減していただきたい意向を伝えたものであります。

同席した副署長は、以前県警本部で交通担当をしており、信号機の制御についても詳しく、

その副署長の話では、現在信号機にカメラを取り付け、AIで交通制御をするのは実証実験の段階であり、実用化は当分先という話がありました。

そういう中、ホテル櫻井前の信号機は、県下でも数少ない感応制御方式を採用しているということであり、突発的に変動する交通量にも対応できる高性能な信号機であることから、今後、立体交差の完成によって変化した交通の流れをこの信号制御に反映させて渋滞緩和を図っていくとのことがありました。よく調査をして、その実態調査をした中で、今の信号機でもかなり対応ができるということありますので、その辺は期待をしているのが事実であります。

今後はその信号制御の結果を検証するとともに、次の一手といたしましては、天狗山方面から車線の右折レーンの設置について、これはもう前から考えているんですけども、用地買収というものをしなければ難しい。恐らく予算は、県はつけてくれると思いますが、用地買収については、草津町がやれというような形になるのが通例でありますので、どこを用地買収して、どういうふうにすれば、あそこの信号機にもう一車線の右折レーンができるかどうかということですが、これについても研究をして、県のほうに町として要望を上げていきたいというふうに思っております。

2点目といたしましては、郊外が暗く学童の不安解消のための防犯灯・街路灯の見直しについてということですが、明るく安全な通学路にしてほしいという内容であります。

施政方針でも申し上げたとおり、新しい施策として、自治会等が維持管理する町内の防犯灯や街路灯における電気料補助事業を展開しますが、これは自治会等の街灯電気料の軽減を図るもので、町が設置や維持管理を主導するものではありません。

つまり、どこの街灯組合も設置したのはいいんだけれども、やはり電気料がかなり負担になると。そのあれを何とかしてくれないかという要望は再三再四聞いておりましたので、今回の予算の中で、1本2,500円の街路灯について町が補助したいという私の施策であります。そのようになっているのが、商店街の街路灯ということであります。

また、通学路を明るくする、安全なものにするには、町が防犯灯を増設することが解決策であると考えられますが、町が設置する防犯灯は、私有地等の土地の制限から、基本的に東京電力等の既存の電柱に共架させる、そこにつけるという意味ですけれども、電柱の間隔によっては、明暗に地域差が出る場合もありますので、郊外の暗い場所については、現状把握と防犯灯の設置条例等の調査を行い、設置が可能とされればこの防犯灯の増設についてもしてまいりたいと思っています。ですから、どうしてもここは暗くて不安だということが具体

的に言ってもらえば、それは検討して、やはり子供たちの安全のためにもそういうものは取り組んでいく姿勢を町長は持っておりますので、具体的にどの辺がどういうふうにしてほしいというのがあれば、考えてみたいと思います。

続いて、3点目は、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としたお弁当の配給事業についてであります。この事業は、お一人で暮らす高齢者の方々に安否確認を兼ねて訪問し、お弁当を配達する事業であり、令和5年度の実績では1月末時点で221名の方が申し込んでおり、延べ4,031食を配食いたしました。お弁当訪問事業者が訪問した際に返答がなかつたり、不在であった場合には、事業者から福祉課担当へ連絡をいただき、当日中に職員が安否確認に赴いております。事業開始から現在までにおきましては、幸いにも事故の報告もなく、利用者からは大変好評をいただいているのも事実でございます。

議員お尋ねの退職等により寮からアパート住まいに替わられる方の対応にお願いしたいとのことであります。本事業につきましては、毎年6月に民生・児童委員を中心となり実施していただく「ひとり暮らし高齢者実態把握事業」として担当区内の一人暮らしの高齢者を把握し、これらの方々から希望を募ることから始めております。年度の途中であっても随時福祉課担当者にお申込みいただければ対応してまいります。

議員提案のとおり、公募についても年度内において、広報いでゆにおいて定期的に掲載をしていくことで、多くの方にご利用の機会を広げていきたいと思います。

これも結構な予算がかかりますけれども、やはり草津町をつくった皆様方が、年を重ねても安心して、また孤独死がないような私の思いとして、議員から提案されたわけでありますけれども、この事業を採用して今取り組んでおりますけれども、大変私も相当数の方々から町長ありがとうございますという、私が個人でプレゼントしているわけじゃないですけれども、このような言葉もいただいております。これからもこの事業は続けてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より3月定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長。

[町長 黒岩信忠君 登壇]

○町長（黒岩信忠君） それでは、この定例議会の終了に当たり、私の方から皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

令和6年度第2回議会におきまして、議員の皆様には上程された議案について、熱心かつ慎重なる審議を賜り、令和6年度の当初予算をはじめ、31本の全ての議案について議決をいただきましたことに感謝を申し上げる次第であります。

特に、新年度予算の審議に当たっては、8つの全会計で78億8,000万円にも及ぶ提案について審議をいただき、特に一般会計におきましては50億5,000万円の予算内容についてお認めをいただきました。

私が就任した当時は、この一般会計の規模は36億から37億ぐらいでございましたが、これだけの規模の予算を決めるということは、それだけの収入があるから大きな予算が組めるということで、この内容につきましては、委員会で私の財政運営、財政運営のノウハウを皆様にお話をいたしましたが、これらをした結果の中でという考え方もありますけれども、50億を超える予算について提案し、お認めいただいたことに感謝を申し上げます。

これらの一般会計、特別会計、企業会計における予算執行や議決をいただきました各種条例の執行に当たりましては、より効率的で効果的な行政運営が図れるよう町職員一丸となって活気ある行政運営に努めてまいりたいと思っております。

施政方針でも述べましたが、福祉と観光の両立を目指す私の政治理念が必ずや草津町のさらなる発展と活性化ができるもの信じております。そして、これまでに築き上げた強い財政基盤を基に、全ての町民の方々と草津温泉を訪れていただくお客様のために、歩みを止めることなく、さらに進化を続け、付加価値の高いまちづくりを目指して鋭意努力をしていく所存でございます。

そのためにも議会の皆様、業界の皆様、町民の皆様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げ、今議会の閉会に際しましてのお礼とさせていただきます。

なお、今回のこの議会が最後で役職定年を迎える課長が2人おります。私の方から紹介をさせていただきます。

福祉課長の中澤君ですが、役職定年というのは、課長職を下りますけれども、1年

延長になって、また職員としていますけれども、役職定年ということで、長い間課長として議会の皆さんにもお世話になりました。ありがとうございました。

もう一人、今日公務出張ということで、福祉協議会のほうに出向いております宮下課長がやはり役職定年を迎えるわけでございまして、また長きにわたり皆さんにご指導いただいたことに私からも感謝を申し上げます。本人は出張中でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私のほうから、3月定例の閉会に当たりまして、一言御札を申し上げます。

大変約1週間を超える10日間にわたります議会開催に当たりまして、本当に議員の皆様方のご協力によりまして、スムーズに進められたことを心より議長として感謝を申し上げます。

また、皆様方の非常に熱心な提案に対する勉強等々の質問もございまして、これから町の発展について本当に町民の立場に立った考えで発言されたということ、本当に心より頼もしく思うわけでございます。

なお、草津町議会が、この前もちょっと紹介しましたが、去る2月8日の全国議長会の会議がありまして、伝達されましたが、私のほうから前橋へ出向き頂いてまいりました。草津町議会に対する感謝の表彰状を頂いてまいりました。内容につきましては、本当に議会の皆様方が町民の福祉向上、そしてまた町の観光経済の発展のために尽くされたということでございます。これ以上にこれからも皆様、町の発展、そしてまた福祉の向上にぜひご助力を賜ればと思います。

その中で、全国に市を除く町村が926あるんですが、その中で22の自治体が表彰されたわけでございまして、その中に草津町が入ったということは、本当に皆様方の日頃の議会活動のたまものと思っております。その頂いた表彰状を中心に議会終了後、この場所で写真を撮りたいということでございますので、お残りいただければと思います。

大変ご苦労さまでございました。

以上で、令和6年草津町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　宮　　崎　　謹　　一

署　名　議　員　　市　　川　　祥　　史

署　名　議　員　　小　　林　　純　　一